

令和6年第1回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和6年3月5日(火)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第Ⅰ 一般質問

4番 福井 保夫 議員

- ① 企業との包括連携協定について
- ② 不妊治療支援について
- ③ 小・中学生の全国体力テストについて
- ④ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種について

8番 増井 敬史 議員

- ① 防災講演会や防災訓練の実施について
- ② 自主防災組織の運営方針について
- ③ 水道本管の耐震化の推進について

1番 松田 勝 議員

- ① 通学路の合同点検実施後の対策について
- ② ハンプの利活用について

2番 近藤 晃一 議員

- ① 安堵町の農業について

3番 森田 裕康 議員

- ① 質問事項の経過結果説明について
- ② 不当要求行為等の防止に関する条例の制定について

6番 上林 勝美 議員

- ① 加齢性難聴者の補聴器購入補助について
- ② 一人暮らしの高齢者の急病や災害時の連絡方法について
- ③ 会計年度任用職員の処遇改善について

開 会
午前１０時００分

議長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（浅野 勉） 只今の出席議員は９名で、定足数に達しています。

定足数に達していますので、会議は成立しました。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

日程第１「一般質問」を行います。

本日の一般質問をする議員を申し述べます。４番 福井保夫議員、８番 増井敬史議員、１番 松田勝議員、２番 近藤晃一議員、３番 森田裕康議員、６番 上林議員、以上の６名です。

質問時間は答弁を含めて６０分以内です。

４番 福井議員の一般質問を許します。

議長（浅野 勉） ４番 福井議員の一般質問を許します。

４番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

４番（福井保夫） おはようございます。４番 福井です。よろしくお願いします。

まず１番目に、「企業との包括連携協定について」。現在、いくつの企業と協定を結んでいるか。その内容と成果について伺います。

２番目に、「不妊治療支援について」。県は２０２５年度を目途に、不妊治療を受け

る人に市町村が実施する医療費助成について、県が原則的に半額を負担する新たな制度を創設する方針です。安堵町の現状・今後の方針について伺います。

3番目に、「小・中学生の全国体力テストについて」。2023年度の全国の公立小学5年と中学2年の男女の体力調査で、安堵小・中学生の結果について伺います。また全国平均以下の場合には何か対策は、しているか伺います。

4番目に、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種について」。接種状況について伺います。今後、無料または補助はあるのか伺います。

以上4点です。よろしくお願いします。

議長（浅野 勉） はじめに「企業との包括連携協定について」答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。それでは、福井議員の1問目の御質問、「企業との包括連携協定について」の御質問にお答えさせていただきます。

包括連携協定につきましては、令和4年12月6日に「第一生命保険株式会社」と、昨年12月21日に「日本郵便株式会社」と。これら2社と締結しております。地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び町民サービスの一層の向上を図ることを目的とするものです。

具体的な内容を挙げますと、第一生命保険会社とは健康増進に関すること、高齢者支援に関すること、子育て支援・保育支援対策に関すること、青少年育成教育に関すること、スポーツ振興に関すること、ワークライフバランスの推進に関すること、環境保全に関すること、町政情報の発信に関すること及びその他、地域社会の活性化並びに県民サービスの向上に関することについて御協力いただくこととしています。

実際、締結した翌年度から高齢者福祉の一環として、町が社会福祉協議会に依頼する形で同社には、かかわっていただいております。

各自治会で「就活セミナー」と「公文シニア書写教室」を計6回実施しており、コロナ禍で活動が止まっていた地域活動の開始のきっかけにつながった、また地域のコミ

ユニケーションを図るためには有効だったと報告を受けております。

今後も引き続き、第一生命保険会社と相談しながら、セミナー以外のメニューも実施してまいりたいと考えております。

次に、日本郵便会社とは、安心・安全な暮らしの実現に関すること、地域経済活性化に関すること、未来を担う子供の育成に関すること、女性活躍推進に関すること、及びその他、地方創生に関することについて御協力いただくこととしております。

これらの事業に関する具体的なことにつきましては、昨年末ごろに締結したところで、具体的なことの成果は今後、上がってくることになると思われれます。

その他、本町と連携協定を締結していることには、災害関係が多くあります。それらにつきましては、担当部署の危機管理室課長から答弁させていただきます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田危機管理室課長。

（吉田危機管理室課長 登壇）

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。福井議員の御質問について、災害関係の協定につきましては危機管理室からお答えいたします。

安堵町では大規模災害発生に備え、より万全な対応ができるよう民間事業者等と災害時応援協定等を締結しております。ホームページ上で一覧を掲載しており、現時点で覚書を含め自治体以外の協定事業者数は３７社となります。

主な内容といたしましては、自治体との相互応援関係は、県外では愛知県幸田町、県内は奈良県を含めた全市町村及び広域消防組合でございます。

物資供給関係が１８社、奈良県農協、コーナン、ならコープ、イシメン、コカ・コーラ、町内燃料事業者、電気自動車取扱事業者、段ボールベッド取扱事業者等がございます。

応急・復旧業務関係が４社、関西電力、日本下水道管路管理業協会、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、奈良県電気工事工業組合でございます。

福祉避難所の提供が２社、社会福祉施設のあくなみ苑、もちの木でございます。

緊急避難場所の提供が６社、先日、協定を締結いたしました岡崎のＬＦ奈良、ダイゴ一、竹野、アサヒ倉庫、正英製作所等がございます。

今後も、民間事業者が保有する資源、または調達力及び機動力を活用できるよう引き続き協定の締結を進め、防災力を強化していきます。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 今、説明いただきまして、ありがとうございます。昨年、第一生命、ちょうど5月に野球教室をするということで、体育館の植田くん「第一生命に、こんなあるで」と言った時に、「そなん、知りませんわ」というようなこともありました。まだ職員の人に浸透してなかったのかなと、その時は思いました。富士課長に、どこまで支援してくれるのかというようなことで調べてもらいました。

今はね、この前の介護保険の運営協議会でも第一生命のを利用してますわ。というように、だいぶいろんな方面で活用してるのかなと思います。今この第一生命と日本郵便、これで、かなりの今、説明いただきましたけど、ほとんどの、いろんな方面で活用できるのかなと思いました。

いろんな意味で、全職員の人に、こういうものがあるということを今後、周知していただいて、うまく活用していただきたいと思います。富士課長、よろしく願いしたいと思います。

吉田課長の方からのに関しては、永遠にこれを活用しないというようなことがあれば一番いいのですが、災害だけは、いつ来るかわかりません。これだけの、37社。かなり何かあった時は活用の方法、うまくしていけるのかなと思いました。あとは、会社によっても場所とか異なってきますから、この地域は、こちらに避難してくださいとかね、またそういうものは日頃ちょっと検討していただければいいのかなと思います。

先般も、中澤君と吉岡君、行きました。まだよそに行ってる方のほうが、まだあれかなと。奈良県、災害この辺、少ないですけど、あった時は町職員の皆さん全員で対応していただきたいと思います。

これだけの説明聞きまして、よかったなと思ってます。富士課長、よろしく。職員の人に浸透させてください。

この質問は、これで終わります。

議長（浅野 勉） はい。次に、「不妊治療支援について」答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。福井議員の御質問にお答えいたします。

不妊治療は大きく分けて、一般不妊治療（人工授精等）と生殖補助医療（対外受精・顕微授精等）に分類されます。令和3年度までは全額実費診療とされてきました。

安堵町では、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、平成28年度より町単独事業として、一般不妊治療に係る費用助成を実施してきました。内容は、対象者の自己負担額に対し1年度あたり5万円を上限に、治療を受けた日の年度から5年間を助成しております。これまで延べ47件の利用実績がございました。

また令和4年度からは、一般不妊治療と生殖補助医療の一部が保険適用になり、経済的に不妊治療を受けやすくなりました。

議員が御指摘されている、県の補助制度の創設につきましては、生殖補助医療の一定部分について、市町村が補助制度を設けた場合に町負担の2分の1を県が補助する計画であると聞いております。具体的には令和7年度からの実施予定で、令和6年度で制度設計がなされる予定でございます。

県の具体的な方針が示された段階で、町としても速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 現在、県内で27市町村ですか、独自の医療費助成をしているのは。これに関しては2025年度に向けて、県の動向を見ながら助成、今後についてしっかりと。期間もありますので近隣の所にも負けないような良い検討をしていただいて、

お願いしたいと思います。

井上課長、よろしくお願いします。

これで終わります。

議長（浅野 勉） 次に、「小・中学生の全国体力テストについて」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。教育委員会の吉田です。よろしくお願いします。それでは、福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

2023年度全国体力テスト小学5年生と中学2年生の結果についてでございますが、小学校5年生（男子・女子）の実施種目として、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20メートルシャトルラン・50メートル走・立ち幅跳び・ボール投げの8種目で行われました。

男子についてでございますが、8種目中、半数を超える5種目が全国平均より優れており、体力合計点におきましても全国平均に対して上回っている状況でございます。

また女子についても、半数の4種目が全国平均より優れており、体力合計点においても全国平均に対しまして上回っており、小学5年生は男子女子ともに良い結果が出ている状況でございます。

続きまして、中学2年生（男子・女子）の結果についてでございますが、実施種目としては、小学5年生と同様の8種目で行われました。

まず男子ですが、8種目すべてにおいて全国平均に対して劣っており、体力合計点におきましても全国平均に対し下回っている状況でございます。

次に、女子についてですが、半数の4種目が全国平均より優れており、体力合計点においても全国平均に対して上回った結果となっております。

小学校中学校ともに毎年、学校保健委員会の中で議題として取り上げられております。体力テストの結果を分析し、1年間の計画としては、体育の授業としての、全体としての取組は継続しつつ学年間、小学校でしたら低学年・中学年・高学年。中学校ですと1年生・2年生・3年生の状況に応じた授業内容に変化を持たせ、来年度の体

カテストの結果が改善できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 学校保健委員会という、今、言われましたけども、どういう組織か、ちょっと教えていただきたい。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席から失礼いたします。学校保健委員会というのは、学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織でございます。メンバー構成といたしましては、学校医・養護教諭・管理職であります校長・教頭・教育委員会の指導主事・栄養教諭・PTA代表で構成されております。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 高校でね、スポーツをしないという生徒さんでしたら、ちょっと体力が低いといっても、そう問題はないと思うんですよ。今後ね、本格的にスポーツをしてみたいという生徒さんが、ちょっと体力が低いというような生徒さんには、日頃ね、そういう組織の、さっきの委員会の中からね、アドバイス等をして、こういうことをやりなさいとか、日頃ね。学校で、なかなか別の時間を取ってというのは難しいと思いますので、そういうことは可能なのですかね。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） スポーツを本格的にされている子供への助言等、日頃からのアドバイス等は可能であると考えますので、その辺は学校現場に伝えておきます。
以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 今は、高校でスポーツを本格的にする子、特に食トレと言いますか、食育と言いますか、食トレかな。私が高校の指導をしてる時でも、とにかくしっかり食べて体重をアップさせるというようなことが物凄く重要視されてます。高校野球で、練習もせんと2泊3日で、とにかくしっかり朝・昼・晩、食べてという合宿をするようなチームもあります。斑鳩町の、オリックスに入った曾谷君ですか、新聞を見てると去年と今年にかけて3、4キロ増やして、もうちょっとスピードを出したいというようなことも新聞の記事に載ってました。

そういう中で、私も高校で5年間、見てきましたけど、各高校で今は練習中にマネージャーが、おにぎり作って途中で食べさせたり。昔でしたら、そんな途中で食べることとか、なかったんですけども。そうやって特に米を食べさすと。奈良の智弁学園に視察に行った時も、昼に大きな釜でタッパのあれに米を詰めて、ふりかけとかなんかをバーツとしたので、かなりの量を各選手に食べさせてました。

大谷選手、昔、高校時代に「目標達成シート」で、「夜7杯」、「朝3杯」こういうような、高校に行って、これだけ食べろと言われても、日頃からある程度、中学の頃からそれに合わせたようなことをしてないと、なかなか急にとっても食べれないと思うんですよ。そやから私、ずっと高校に来た生徒を見てて、中学校の時に、ちょっとでも食を増やしていくと。本格的にしたい子はね。そういうことの指導をね、ちょっととして欲しいなという気はしてます。各スポーツ関係なく、やはり基礎体力を中学から高校にかけて素晴らしい体を作らんと。という気はします。

私は、古いあれですので高校の頃は、ある程度体重も、あまり増やすなというような時でした。181の73キロぐらいでずっとボール投げてましたけど、あの当時こういうことがわかってたら、もうちょっとスピードも出てたのかなという時代でした。

今は、とにかく日頃からそういうあれな、スポーツを本格的にしたい生徒には、そう

いう食トレ、食育というか、そういうところで日頃から、朝１杯余分に御飯を食べるとか、そういうこともさっきの、学校保健委員会というようなところから指導をしていただきたいなと思います。また教育長の方からその辺をね、そういうところからも、ただ運動だけでなく、させていただきたいなと思いますので、またよろしくお願いします。

これにつきましては、これで終わります。

議長（浅野 勉） 次に、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種について」、答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 健康福祉推進室の井上です。よろしくお願いいたします。

福井議員の御質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法施行令が改正された平成２６年、２０１４年から定期接種のＢ類疾病に位置付けされ、対象を６５歳の者のみ１回接種で効力があると国の方針の下、開始されましたが、経過措置として５歳ごとの年齢を定期接種対象者として開始年の平成２６年から５年間、６５歳・７０歳・７５歳・８０歳・８５歳・９０歳・９５歳・１００歳になる日の属する年度の末日までにある者が定期接種の対象者となりました。その後、令和５年度まで経過措置の延長があり、定期接種を実施しております。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の現状につきましては令和６年２月１日現在、６５歳以上の方が２、５５４名のうち、平成２６年から約１０年間で９６９名、約３８%の方が接種済みでございます。

しかし、来年度より経過措置が終了するため、従来どおり６５歳の方のみが接種対象となり、その方に対して補助を続けてまいります。

町として、経過措置の終了を迎える前に、昨年度より６５歳の対象者には個別通知を実施し、今後、対象年齢を超えてしまうと定期接種としての補助対象ではなくなることを通知してきました。従いまして、今年度対象者の６５歳の者及び５歳ごと年齢の経過措置対象者で未接種の方へ、このことをお知らせしておるところでございます。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 斑鳩町は、ずっと助成をしてると聞いているのですけども、その辺は、
どうなんですか。よそは。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 自席で失礼します。現在は、斑鳩町では接種していると
聞いています。7 町では斑鳩町だけと聞いております。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 私も 65 と、70 と 2 回しました。あと何回するのかわからない年齢に
なってきましたけども、肺炎で亡くなる人は、やはり多いと思います。大体が、そう
いう病名でというのが多いです。今後検討をして全員がこれ、しないんで、いろんな
面もあると思うのですけど、する人には多少でも、ちょっとでも助成ということが必
要かなという気もします。

隣で斑鳩町が、こういう助成をして、郡山市が中学給食無償化とか、近隣で、「こっ
ちへおいで、こっちへおいで」というような誘い水をかけられとるような気がして。
やはり小さい町は小さい町での良さというか、やはりこの安堵町を出て行かない、と。
安堵町ええとこやで、子供にもあれやし、高齢者にも住みやすいとこやで、というよ
うなね、ことを今後考えていただきたいなという気がします。5 年に 1 回ですので思
うほど金額も、今しとる補助、助成じゃなくても、少しでもいいと思います。何かち
ょっと 1 回、検討をね、とにかくしていただきたいなと思います。

近隣の所が良く見えないように。安堵町ええな。というようなことを検討していた

だき、今日の質問を終わります。以上です。

議長（浅野 勉） これで福井議員の一般質問を終わります。

議長（浅野 勉） 次に、８番 増井議員の一般質問を許します。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

８番（増井敬史） おはようございます。議席番号８番 増井敬史です。よろしくお願いいたします。今回は、災害に強いまちづくりについて３項目の質問をいたします。

一つ目、「防災講演会や防災訓練の実施について」。防災・減災のために日頃から意識の高揚のために防災講習会の開催や防災訓練が必要と考えています。令和６年度の実施計画をどのように計画されているかお伺いします。

二つ目、「自主防災組織の運営方針について」。各自治会単位での自主防災組織の設立が進められていますが、自主防災連絡協議会においても民生児童委員、消防団や日赤奉仕団との連携が必要と考えています。この取組についてどのように考えているかお伺いいたします。

三つ目、「水道本管の耐震化の推進について」。水道本管の耐用年数は４０年間で、大震災発災時に断水が長期化して住民が不自由な生活をせざるを得なくなります。そのためにも水道本管の耐震化を推進する必要があると考えています。この件についてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

以上です。

議長（浅野 勉） はじめに、「１．防災講演会や防災訓練の実施について」、答弁を求めます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田危機管理室課長。

（吉田危機管理室課長 登壇）

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。増井議員の御質問についてお答えいたします。

防災意識の高揚は、自主防災組織をはじめ住民の方々の知識向上において重要であると考えております。本年１月に発生した石川県能登半島地震において、奈良県のカウンターパート先である石川県穴水町に先月、本町職員２名を派遣いたしました。派遣報告により状況を把握し、改めて地震の脅威を考える機会となりました。

災害派遣の経験を踏まえて、本町にとって何が必要かと考えながら、令和６年度におきましては、自主防災組織や消防団、区長、日赤等の各種団体を対象といたしまして、防災講習会の実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

８番（増井敬史） 昨年９月議会におきましても同様の一般質問をしておりましたが、再度今回も一般質問をさせていただくことになりました。県民だより３月号の記事で、地震に備える特集ということで、奈良県が大震災が起きた場合の被害はというのが掲載されています。内陸型地震の奈良盆地東縁断層帯地震ではマグニチュード７．５、死者数約５，１５３人、負傷者数約１万９，０４５人、住宅全壊棟数約１１万９，５３５棟、避難者数約４３万５，０７４人となっております。このような甚大な被害が発生を想定されており、安堵町では、この地震では震度７が想定されています。

また、南海トラフ大地震では、マグニチュード９．１で、死者数約１，３００人、負傷者数約１万５，０００人、住宅全壊棟数約３万８，０００棟、避難者数約２６万人となっており、安堵町では震度５が想定されております。

安堵町での被害想定は、奈良県防災統括室の調査結果によりますと、奈良盆地東縁断層帯地震では死者６９人、負傷者１０４人、住宅全壊１，４７４棟、住宅半壊６５６棟、炎上出火１６件、避難者２，６３９人、断水が２，７３２世帯、停電が２，７

33世帯となっており、甚大な被害が想定されております。

自分の命は、まず自分で守る自助として、家具の固定や配置の見直しにより、倒壊した建物の下敷きによる圧死を減らすことが重要であると考えています。そのために、住民の皆様にも事前の防災講演会による防災・減災の知識の普及により、事前の知識の向上によりまして被害を減らすことが重要であると考えております。

実際、昨年9月にも同じような質問をしておりますが、令和6年度で何月頃に講演会を実施するというようなことを考えておられるのか、お伺いいたします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田危機管理室課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自席より失礼いたします。令和6年度におきまして実施を考えております。時期については今のところ未定ではございますが、時期を見ながら令和6年度中に実施したいと思っております。内容につきましては今、増井議員がおっしゃった地震のことの啓発もございまして、何より今年1月に発生した地震を踏まえて今後、派遣に行った者の報告も検証しながら、何が必要かと考えながら内容の方は決めていきたいと考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 具体的に計画を立てていただくことをお願いしたいと思っております。

それで、共助についてなんですけれども、地震発生時の行動や自主防災組織の訓練についてなんですけれども、平常時にできないことは絶対、災害発生時にはできないと言われております。講演会も必要ですが、避難所開設訓練や避難誘導訓練をはじめとした訓練を日頃から実施しておく必要があると思っておりますので、これにつきましても年間計画に基づいて実施していくようお願いしたいのですが、そのような訓練の計画等は令和6年度で、される予定がございましてでしょうか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） また、地震の報告を検証した中で、またそのような避難所開設訓練及び避難誘導訓練につきましても必要なとは考えております。ですので今後、課内の方で話し合いながら提案していきたいと考えております。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 先ほども言いましたように、平常時にできないことはですね、訓練をしておかないと災害発生時には絶対できないということですので是非、次の段階の訓練ということをお願いしたいと思います。

一つ目の質問は、以上で終わります。

議長（浅野 勉） はい。次に「2. 自主防災組織の運営方針について」、答弁を求めます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田危機管理室課長。

（吉田危機管理室課長 登壇）

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。増井議員の御質問についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、本町は各地区における自主防災組織の結成及び育成を推進しております。現在では7地区におきまして8組織が結成されており、これらは各組織の協力体制も重要であると考えております。

そこで、各種機関の意向もございまして「安堵町自主防災組織連絡協議会」を令和5年2月16日に発足し、自主防災組織等相互の協力体制と活動の充実、情報交換や防災リーダーの育成、さらには未結成の地区への設立促進の支援等を目的に活動してお

ります。

平常時及び災害時におきましても、各組織や地域の防災活動は、区長会・民生児童委員・消防団・日赤奉仕団等の協力により大きく前進すると考えるため、本協議会の会則において、これらの団体を協力団体として位置付けております。

具体的には、現在進めております避難行動要支援者の一人ひとりの個別避難計画を策定をしていく上で、困難な事例が発生することもあります。その時には、地域ごとに支援者の家族や各種団体が集まって「ケース会議」を開催することも視野に入れております。

お互いに持っている力を発揮することで最大限の効果を得ることが重要であり、本協議会におきまして推進できるものと考えております。

今後も、本協議会を通して、各組織や地域が、これらの団体とともに円滑な防災活動を実行できる関係性を構築する支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 一昨年の11月に危機管理室が設立されまして、だいぶ安堵町におきましても自主防災組織も設立され、進んでいると思うのですが、まだ12自治会のうちですね、7自治会で8自主防災組織ということですので、もっと進めていかなければならないと思っておりますが、その努力はされていると思うのですが、どのようにして危機管理室としてはですね、自主防災組織の設立を促進しようと具体的に考えておられるのか伺いたします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田危機管理室課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 令和4年の11月に危機管理室が発足いたしまして、自主防災組織の育成について仰せつかりました。その中で、全地域での結成を目標にしておる中で、今現在につきましては7地区において8組織が組織されております。各自治会の進め方、状況もありまして、すべてにおいて現在のところ結成されておられません

が今後、自主防災組織を引っ張る防災リーダーの育成をしていき、また先ほども申した防災講演会を通して皆さんに防災意識の高揚を高めていただきたいと思います。

少しずつですけども、自主防災連絡協議会が立ち上がりまして、一つの自治会が自主防災組織を立ち上げていただきました。今後も少しずつですが、全地区でそういった機運が高まるように課員皆で提案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 是非ですね、全地区の自主防災組織の設立に向けて、私らも協力いたしますので、推進をお願いしたいと思います。

それで、個別避難計画につきましては、避難行動要支援者が安全な場所に避難するために誰が支援するか、一人ひとりの状況に合わせて避難する時にはどのような配慮が必要となるかを平常時から個別の避難計画を事前に作成しておくことが重要であると考えております。

先ほど、答弁の中で各自主防災組織でケース会議を開催することを検討されているということですが、ケース会議とはどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田危機管理室課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 現在、個別避難計画を進めており、答弁でも申し上げました災害時避難行動要支援者の方の一人ひとりの避難計画でございます。計画の中には、やはり支援する方、サポートする方を書いていただくことになります。そこが一番困難な事例になってくるかなと思っております。そこで進めていく中で、いろんな状態の方がいらっしゃいます。その中で、誰が支援するかというところで、一番難題なところになってくるかなと思っております。一番は身内の方、家族の方、知人友人がしていただければいいんですけども、それでも独り身の方とかもいらっしゃいます。そう

いった方で、地域で助け合いも大事なのですが、なかなか決まらない時もあると考えております。その中で、こういった各種団体の方が集まって、この方をどう支援していくかというのを話し合いながら個別避難計画の策定を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 引き続きですね、せっかく安堵町におきまして自主防災組織のですね、連絡協議会も設立されたことですので、もっと会議を頻繁に開催するとかですね、していただいて、どんどん着実に計画を推進していただきたいと思います。

以上で、二つ目の質問は終わります。

議長（浅野 勉） 次に「3. 水道本管の耐震化の推進について」、答弁を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。増井議員の御質問にお答えいたします。

今年1月の能登半島地震より2か月が過ぎて、今なお多くの地域で断水が続いている状態で、耐震化は重要な課題と考えております。

令和2年3月の一般質問でも御答弁させていただきましたが、安堵町といたしましても財政面も考慮しながら毎年約2,000万円、200メートル程度の更新計画に基づいて耐震事業を進めております。

安堵町が参加いたします令和7年4月より開始する県域一体化の企業団においても重要な課題の一つとして、災害に強い施設を目指すため順次施設の統合及び耐震化を行っていく予定であり、安堵町の耐震計画も引き続き実施される予定です。

住民にとって水の確保が最重要課題です。平常時から耐震性能のある水道管に転換することが住民の生命財産を守るという使命から考えましても重要なことであると考えております。

また、令和7年4月より県域一体化の事業スタートを行うにあたり、令和6年度において最終の同意をいただくことになると思いますので、その時にはよろしく願いいたします。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 能登半島地震ではですね、2月末時点におきまして2万戸が未だに断水していて、大変不自由な生活を強いられているということでございます。老朽化した水道管の更新につきましては、これまで平成28年9月、令和元年9月、令和2年3月に同じような一般質問をしております。その答弁をまとめますと、平成27年度末で町内に敷設している水道管の総延長は43キロメートルで、更新時期を迎える水道管は24.57%、従来までの基準に適合した管材での敷設率は55%で、東北大震災以降の、新基準になりさらに強化されたものについては非常に低い数字になっているということですが現時点の、令和6年3月時点での町内で敷設している水道管の総延長は何キロで、石綿管等の最新化が必要な水道管は何キロメートルあるのでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。水道管の総延長に関しましては、大きく変わりなく町全域で約43キロメートルのままでございます。耐震化の必要な水道管に関しましては、現時点で全体で約34キロであり、そのうち石綿管の方ですね、こちらの方はまだ2キロでございます。

以上です。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） あと2キロですね、石綿管の水道管が残っているということなんですけども、これまで大体、毎年ですね、200メートルとか、予算があれば400メートルとか、ということなんですけど、最近のですね、水道管の更新実績について伺いたします。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 令和5年ですね、この現在ですので、以前にお話させてもらいましたが、29年から令和5年間のあいだで、この7年間におきまして老朽管の更新は2,474メートルさせていただいております。そのうち石綿管は800メートルという形で更新をさせてもらっております。
以上です。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 先ほども、奈良盆地東縁断層帯地震ではですね、震度7が想定されておりまして、南海トラフ大地震は震度5と想定されていますけども、耐震管にした場合震度7では破損しないということなんでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 現在使用しております耐震管の方ですね、こちらのメーカーの推奨している内容でございますが、地震レベル2という表現をしておりますけども、その耐震性を発揮していると。具体的な震度の数字等は、ないのですけども、震度6を超

えている地震ですね、そういった形での被害の方は発生していないと。具体的に言いますと、２０１６年４月にあった熊本地震や、２００８年の６月ですね、にあった宮城内陸地震ですね、こちらの方に関しても、その地震の中での破損の方は発生していなかったとは報告を聞いております。

以上です。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

８番（増井敬史） ありがとうございます。令和７年度からですね、奈良県域一体化の企業団に順次施設の統合及び耐震化を進めていくということなんですけども、あと何年ぐらいで耐震化工事をですね、完了させるという計画になっているのでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 令和７年４月より発足いたします県域の企業団の方でございますけども、まずは国庫補助を利用しながら１０年間整備計画を作っております。その中では、先ほど申しました石綿ですね、そういった管をまず優先して整備を行い、それ以降に関してはまた随時、古い管より耐震化の方をしていくという計画を立てておる状態でございます。

以上です。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

８番（増井敬史） 計画的にですね、予算の許す限り耐震化を進めていただきたいということなんですけども、能登半島地震の発生のようにですね、奈良県においても、災害が少ないと言われてるんですけども、いつ起こるかわからない大規模災害に備えてですね、早急に水道管の耐震化計画を実施していただく必要があると考えております。残

りの未耐震の水道管の耐震化計画をですね、前倒ししてできるだけ早く実施していただきたいと考えております。

その前倒しについて、どのように考えておられるのか、よろしくお願いします。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 先ほども申し上げましたが、災害時にですね、住民にとって水の確保が最重要課題であり、耐震化の早期整備は必要と考えております。しかし、早急な整備が住民の生活にも直接反映してしまいますので、財政面ですね、これも考慮しながら整備を行う必要もあり、収支のバランスを見ながらの実施と考えております。安堵町といたしましても企業団とともに耐震化ですね、こちらの方に関しては力を入れていただきたいということを取り組みながら、今後も企業団と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（浅野 勉） はい。これで増井議員の一般質問を終わります。

只今、10時58分です。11時10分まで暫時休憩をいたします。

休 憩（午前10時58分）

再 開（午前11時10分）

議長（浅野 勉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１番 松田議員の一般質問を許します。

議長（浅野 勉） 次に、１番 松田議員の一般質問を許します。

１番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

１番（松田 勝） 議席番号１番 松田勝でございます。

まず、一般質問の一つ目、「通学路の合同点検実施後の対策について」。広報「安堵」の２月号で通学路の合同点検結果について報告されていますが、すでに何年も前から危険箇所として判明しているにもかかわらず、今まで放置していたことが問題と考えます。安堵町として具体的にどのような解決策を考えておられるのか伺います。また、ブロック塀や老朽化した建物については通学路のみならず、災害時の避難通路を含め来年度の合同点検項目に追加していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目、「ハンプの利活用について」。町内は非常に道幅も狭く、危険箇所が多いにもかかわらず、結構なスピードで車が通り過ぎていくことも多く見受けられます。ハンプ、いわゆる道路を１０cm かさ上げするという事で、このことを利用することで制限速度３０km道路を設定する必要があると考えますが、町の考え方を伺います。

以上２点でございます。

議長（浅野 勉） はじめに「１．通学路の合同点検実施後の対策について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田教育推進課長。

(吉田教育推進課長 登壇)

教育推進課長（吉田彰宏） 教育委員会の吉田です。よろしくお願いします。それでは、松田議員の質問にお答えいたします。

通学路合同点検後の対策につきましては、対策が必要な箇所ですら即時に対応できる所は、関係機関と連携を図り順次、安全対策に努めております。

ただ、安全対策に地元の役員や地権者等の理解や協力を得なければできない箇所もあり、今後も協力していただけるよう協議を行っていきたいと考えております。

また、通学路が県道や踏切を横断する箇所もあり関係機関への安全対策を講じるよう要望も行ってまいります。

通学路でのブロック塀や老朽化した建物につきましては、個人の所有物であるため、広報紙での安全確認、安全対策への協力をお願いしているところでございます。

災害時の避難通路を含め、来年度の合同点検項目に追加しては。との御指摘でございますが、合同点検につきましては、奈良県及び安堵町通学路安全対策推進会議では「通学路」の安全確保を目的として実施しているもので、すべての町民の方々にかかわる避難通路の点検項目への追加は、同組織では難しいと考えております。

以上でございます。

議長（浅野 勉） 続けて、今の質問の件で池田事業課長から答弁がございます。

(池田事業課長 登壇)

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。事業課の方より先ほどの、通学路の合同点検の対策についての答弁に回答させていただきます。

事業課といたしましては、教育委員会が主体となって実施している通学路合同点検に関係機関として参加しております。合同点検実施後に教育委員会から依頼のあった箇所については検討を行い、可能な範囲で早期に工事を実施することにより、対応いたしております。

また、ブロック塀の撤去に関しては、個人の資産でもありますので、国庫補助金を利用して、町からも補助を行うことにより、通行者の安全を確保するよう努めております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今、おっしゃったように色々検討もされているということなのですが、それと加えて3月号の広報「安堵」には、いわゆる改善された場所の方も掲載をされていることは承知をしております。ただですね、今、私が一番、力を入れなければならないというのは、2月号にありました5か所の改善についてであります。この5か所について従来ですね、どのような対策をまず講じられてきたのか。講じられてこれなかったのであれば今後どういうふうな対策、具体的な対策ね、どのように考えていくのか。についてちょっと質問させていただきます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田教育推進課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。2月号広報の箇所といたしましては、安堵交番付近と、こども園付近までの南北を走る町道、そして以前から懸案事項であります、かしの木台の交差点付近、笠目からレグルスの方に向かっていく道、水路がある道なんですが、その3点でございます。

かしの木台の方ですけれども、横断歩道を渡った所で、人がたまる所がちょっと狭いということで、以前から言われていまして、これも令和3年度から、通学路にしましては県の知事が音頭を執られて、県の方も町の通学路に対していろんな助言をいただくこととなりました。ここの、かしの木台の交差点の横断歩道を渡った、その人がたまる箇所につきましては、その下に大阪ガスの管があるということで、なかなかその構造上、無理という判断で、ここは大型車が通るということで、誘導線とかを設置しております。

次に、笠目の佃池付近の水路のことなんですけれども、こちらでも水利組合長ともお話をさせていただきまして、ちょっと転落防止の柵というのが、なかなか厳しい状況でございます。池の管理が大変やということで、ここは、なかなか改善には至っておりません。見守り強化ということでお願いしたいと考えております。

最後に、安堵交番から南北に走る町道の件ですけれども、こちらの方は進捗があり

まして、水利組合長ともお話をさせていただき、協議を行いまして来年度、令和6年度の予算で、事業課の方で設計予算を要望していただいております。

対策に時間を要している箇所、2月の箇所についての報告は以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 私が先ほど言ったのは、見た目ではね、まだ改善されていないということをお話させていただいたのですけれども、若干ある程度の対策については講じられておるという解釈はでき得るかと思います。

ただですね、一番元々、何年も前から問題になった、かしの木台のね、高架下の問題。それと笠目の水路の際。それと今、言っている交番の北側。というところで色々対策は講じられておるとは思うのですけれども、要は、まだまだ考えてやらなければならない所というのは非常に多く残されているというふうに思うのですね。そういう意味では。

数年前というのか、もっと前から、ここは危険ですよということを言いながら、まだ今現在こういう状況だという、私は認識をしているのですけれども、さらに今後に向けてですね、例えば、かしの木台の分は、さらにどうしていこうとされているのか。それと笠目は、今現在できない状況だと言いながら、するためにどうするんやと。それと交番の北側もですね、今、水路に蓋するうんぬんの話、進んでいる訳ですけれども、さらにそれから北に向けてどうしていくんか。というような話をね、やっぱり具体的に出して行って、例えばそれを3か年計画であるとか、5か年計画であるとか、その今、言うてる三つを優先順位付けてやるとかね、やっぱり具体的にどういう進め方をしていくのかというところがやっぱりね、必要になってくると思うのですが、いかがですか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 松田議員のおっしゃるとおりでございますが、2月号広報に今、対策が頓挫しているということで、一定期間というか、住民の方々に危険な箇所と、

わかっていただくために広報させていただいております。今、安堵交番付近、西名阪付近、佃付近というのが、なかなか対策が困難ということで、今現在3か年計画というのは、ちょっと明言しにくい面がありますけれども今後は、ちょっと考えていきたいとは思っております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 先ほど、交番北側の話でですね、水利組合との協議うんぬんという話をされました。例えば、笠目の水路の問題も一緒ですね。要は、水路を完全に蓋をすると、水の利用がしにくいという話があって、多分止まっているのかもわかりません。そしたら水利組合と協議をしてですね、どこをどう柵作る、水路は水路で利用できるようにするというね、やっぱり話を進めていかないと、「ダメなんです、ダメなんです」では、それこそダメなんです、要は。ですから具体的に、例えば先ほど言った、水利組合と協議を重ねて、ここは何とかしますよというふうに話を持っていかないと、断られたからダメですよということでは、すべて物事は頓挫してしまって、何も進んでないということになりますから、その辺は十分理解した上で対応していただきたいんですよ。

ということで、その辺どうですか。笠目の分だけでも。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 笠目の件につきましては、ここ数か月で話させていただいた件でございますが、また何回か歩み寄って検討していきたいと思います。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) その「歩み寄る」というのはね、要はお互いが歩み寄るということですが、要は協力を求めるということにしないと、やっぱり先には進まないというように思ってます。やっぱりちょっとした言葉のあやと言いますか、認識というのは、やっぱりそれだけ変わってくるんですね。要は、いかに協力をもらうかと。100%じゃなくても、90%、80%協力いただいたら、それは何とか完成するというのであれば、そういう協力の求め方というのは、やっぱりしていくべきだと思うんですね。

ですから、同じことばかり言ってもあれですから、そういう気持ちになってですね、対応して欲しいんですよ。東安堵南の水利組合とその協議は、やってるんですから笠目ともできるはずなんですよ。そういう意味では。ですからそれは是非お願いをいたします。

それと、実際にいろんな危険箇所が今、潜んでおります。いろんな問題解決の手法というのは、あるんですけれども以前、2、3年前でしたかね、私が言ったPDCA手法。要は計画をして、実行をして、うんぬんというやつね。それをサイクルを回すことによって問題解決をするという手法があります。それは当初、私が発言させていただいた時は、町の資料の中で、PDCAサイクルを回して問題解決をしていきますよという資料を見て私はね、本当にこの役場の中で、そういう手法が使われているのかなということで、その時は質問をさせていただきました。

今回、この安全対策についてもですね、やっぱり同様なんですよ。例えばPDCAを回す、例えば合同の点検をやった後、色々な対策を考える。対策を実施した後、対策が本当にできたのかどうか。で、また新たに対策をするという、いわゆるそのサイクルを回すというところをですね、やっぱりやっていただきたいと。

ですから今、笠目の問題だけをわかりやすく説明しましたがけれども、それでも一緒ですよ。例えば、最初100%協力をもらうために動きますよと。ところがPDCAを回していく中で100%無理になりましたよと。そしたらやっぱり案を練り直すべきなんですよ、そこで。せやけど、全面的には譲られないよというのが前提にあるのであれば、90%、80%何とかということで、それを回すことによって、いろんなね、施策が打てるというふうに考えていますので、その辺ちょっとやっぱり、いわゆる仕事のやり方というのは、やっぱり考えていくべきだと思います。

ですから、よく大谷選手の話が出ますけれども、目標シートを作られますよね、やっぱりそういうことも含めて、やっぱりいろんなことを仕事の中で考えていくという必要が、やっぱりあります。というのは、仕事に追われてしまうと、なかなか仕事がた

まってきて結果的に悪い方向へしか動かないと。だから仕事を追っかけてね、やっぱり仕事をするという、そういうものの考え方で、やっぱりやっていかないと、どうしても後々になってしまうというようなことがありますので、いわゆる仕事のやり方も含めてですね、やっぱり工夫をしていただきたいというふうに思います。

あとはですね、ブロック塀の問題と、老朽化した建物の点検ということがあります。これはなかなか教育委員会の中での実施は困難だという話もありますけれども要は、やろうとすれば、どの部門、どの部署でそれは可能になるんでしょうか。やるとすれば。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 老朽化した建物、ブロック塀の件でございますけれども、先ほど答弁させてもらったとおり、通学路の合同点検でございますのでブロック塀に関しては、防犯・防災の関係する組織が該当すると思います。
以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） どちらにしても、また検討していただいて、やるとなればね、検討していただくことになるのでしょうけれども、通学路の合同点検のように毎年やるという必要は、私はないと思います。ですから1回どこかでね、区切りをつけて今現在のブロック塀の耐用年数であるとか、色々ありますから、そういったものを調査をして、あるいはまた建物の老朽化。まずやっぱり優先するのであれば通学路を優先してですね、やっぱり点検をしていくと。その点検結果について、先ほど言ったのと同じですよ、どういう対策を打つかという話にはなります。

ですから、いろんな補助の、補助金の問題もありますでしょうから、例えば補助金が出るもの、出ないもの。やっぱりそういったものが、多分存在するとは思いますが、そういったものを区分けをしてですね、住民の皆さんの協力を得なければなりませんから、例えばブロック塀を取り壊して新しくする。例えばブロック塀以外のものにす

るとなれば、例えば国から補助が出るのかどうかとか。町から補助が出るのかどうか。というのを住民に知らせてですね、やはりできるだけ住民の気持ちを和らげた上で、負担も和らげた上で、そういう計画を立てるとというのが重要になってくるかと思います。

ですから、町だけではなくて、区長であったり、いろんな地元の有志の方であったり、我々も含めて協力する必要がある、していくということには、なるのですけれども、やはり町として、やるのか、やらないのか。というのが非常に重要になってくると思いますので、その辺の町の考え方だけもう一度お願いいたします。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。先ほど説明させていただきましたけども、ブロック塀の撤去に関しては、あくまでも国庫補助金を利用させていただくような状態を、町の補助金も入れながら撤去の費用ですね、そちらの方に関しては補助事業を行っております。

例年、広報にも載せさせていただいておりますし、多くの方にも御相談を受け、それぞれの対応をさせていただいてもらっている状態です。

ただ、先ほど議員がおっしゃいました、塀の種類とか、そういったものの補助が変わるといった内容が、ちょっと現状のところはございませんので、あくまでも危険か、危険でないか。の一定の判定ですね、そちらの方をもったの採択という形になっております。ですので、今後またそういった国の方の事業や、県の方の事業をよくよく精査させていただきまして、また別途違う補助事業等ですね、そういったものもあるようであれば、また住民の皆さんにもお知らせしていきたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） この補助については、通学路に限定されておるのか、町民だけ利用する所に限定される、色々なやり方があると思うのですが、それはいかがでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 現在の補助事業に関しましては原則、通学路ですね、前面道路が通学路に面しているという所を対応させてもらっております。
以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 補助についてはね、先ほども言いましたように、やっぱり住民に知らせなければ、住民が全部負担せなあかんというふうに理解をしておられる方が多いと思います。ですから、なかなか作業も進みませんので、その辺の周知についてもですね、よろしくお願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

議長（浅野 勉） 次に「2. ハンプの利活用について」、答弁を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田です。それでは先ほどの松田議員の質問にお答えさせていただきます。

「ハンプ」の利用につきまして、安堵町においても過去に検討をしたことがございます。しかし、近隣にも確認したところ、車両が通行する際に音鳴りや振動が生じ、段差のために二輪バイクや歩行者が転倒する等、設置に対して地元の理解が得られない等の慎重な意見も多く、過去に奈良市内でもスピード抑制に設置した段差のために、バイク転倒による事故が頻繁に起こり、段差の撤去をなされる等の話もあり、安堵町

でも実施することに対し慎重になっているのが実情です。

事業課といたしましては、区画線の塗り直しや交差点の危険箇所にカラー舗装を設置する等の工事を実施し、通行者の安全対策に努めています。

また、御指摘のあった「制限速度30キロメートル規制の設定」についてですが、エリア内を「ゾーン30」として指定することにより、制限速度30キロに規制するものであります。ゾーン30の設定には、幹線道路に囲まれたエリアで設定することになっており、規制が伴いますので、奈良県警察との連携、通過交通だけではなくエリア内の住民も制限を受けますので、地域住民の同意が必要となります。

現状で安堵町においては、車両往来が激しい箇所に「速度落とせ」の注意喚起を路面表示する等の対策を行っています。事業課といたしましては、自治会からも要望があった際に、関係機関を含め協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ハンプについてはですね、私も色々調べて、住民生活に支障を来している部分、例えば音であるとか、振動であるとか、というのは色々調べさせてもらってわかってるんですけども、それでもなおかつね、安全を確保するという意味では、住民の理解を求めながら実施していく場所もあるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

ただですね、私も色々見て、音とか振動だけじゃなくてね、自転車であるとか、歩行者。要は、そんな急な段ではないのですが、滑らかな段やけども、人によったらね、段差ないのに躓いているというような方も当然おられますから、なかなかね、実際にそれが100%ええかどうかというところが、わかりにくいところはあります。

しかしながら、安堵町内でどこか1か所でもね、ハンプを設置をして、やっぱりどういうものかというのを皆にわかってもらうということも必要になるのかなというふうには思っています。ですから住民の理解が得られる場所で、私が考えたのは、前に大道教幼稚園があった東側。小学校の裏門を東へ出てきた所ですけれども、あそこに横断歩道、一応作ってます。あの横断歩道をハンプに1回やってみて、周りの人に説明をしてですね、実験的にと言ったら語弊がありますがけれども、やはりどういうふうな効果がある、どういうふうなメリット・デメリットがあるというのを実際にやって

みてですね、それから先へ進んでいくというのも一つの方法かなというふうには思うのですけど。その辺は、どうでしょうかね。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。先ほどおっしゃっておられました、小学校の周辺ということなんですけども、あの区間に関しましては今現在すでに時間規制をもって、朝の安全ですね、を確保できるような形にはなっております。元々その段差という形で今、考えておられるとは思いますが、事業課といたしましては、特に段差だけにはこだわらず、例えば交差点の狭窄という形で、いろんな方法でその交差点を狭く見えるような対策というの、実はございます。そういった方法をまずは試してみて、それからというのも一つの手ではないかなと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ハンプ、色々問題があるということなんですけれども今、お答えをいただいた中で色々、例えば道路面でね、いろんな模様を作ったりとかというのがあります。今のところ色々あるのは、ハンプはハンプでもイメージハンプ。要は色を着けて、いろんな形で何か段差があるように見えるとか、あとはイメージ狭窄。実際には狭くないんですけども線をね、若干、引いていくことによって道路が狭く見えるとか、いわゆるイメージで運転者に対して「ここは狭くなってるよ、危ないですよ」というのを忠告するというのもあります。

あとですね、安堵町では大体、路肩のカラー舗装は白い線を引っ張って、白い線の何倍かのグリーンという所が多いのですが、色々調べてみると大体グリーンがね、一番端っこまで大体やってるのが最近多いです。それとその部分、白い部分をあと10センチでもね、道側に出して、あそこをもうちょっと広く見せるというような方法も色々あちこちでやっておられますから、それらも参考にしながらですね、ハンプで住民の理解を得られないということであれば、そのイメージ図でもって注意を促すとい

う方法もありますから、それについては検討をしていただいたら結構かと思います。
あとですね、ゾーン30の設定についてでありますけれども、これは法律によって、
ここはできないという規制があるんでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） ゾーン30ですけども、先ほど説明したとおり、基本的には幹線道路に囲まれた、そういったエリアですね、そういった形での設定という形がまず大原則でございます。

あと、やはりその生活をされておられる地域住民の方自身にも、その規制を伴う状況ではございますので、その地域住民の方の同意ですね、そういったものをまず大前提には考えておりますので、特に制限があるという訳ではございません。

ただ、やはり日常生活にもすべて支障が来しております。それと先ほど言っておられた、スピードの出る車というお話がございましたけども、西和警察の方とも色々と、情報をいただいた中で、やはりゾーン30という形での設置の中で、通り抜けを行うような車両ですね、そういったのを規制には少し効果がやはり表れにくいという実例もあるようでございます。そういったことも考えながら設定していくというところで、なかなか難しいと町の方でも考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ちょっと今の話では、何が非常に難しいのか私には理解に苦しむところですけども、要は設定すること自体が、まず住民の理解が得られなければならないということが一つであるのであれば、それをまず解決していくと。せやからどういふうに解決していくかが問題であって、要は解決できないということではないと思いますから、そういったものを一つずつ潰していくことによって、可能にはなると思うのですが、どうしていくかというところまでは、ちょっと案はまだ出てませんか。やるとすれば。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 先ほどちょっとお話させてもらいましたけども、小学校の周辺での時間規制をさせてもらっております。ただ、あの規制に至るまでに、やはりゾーン30を検討したのも事実でございます。ただ、その時にはゾーン30では皆様の同意を得られなかったのが、時間規制という、朝の通学時間ですね、そこを通学路として設定するという形での同意は地元からいただきました。

ですので、まずは今、小学校の周辺に限定した物の言い方をしておりますけども、やはりゾーン30という事業自身ですね、をもう少し地域住民の方に知っていただいて、地域住民の方から、やはり必要だというふうな認識を持っていただかないと、なかなかすべての同意を得られないというふうには思っております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 通学路だけではなくて、狭い道、一般的にゾーン30という基本的には考えてるんですけども、まず住民の理解を得る方法として、例えばその区長会の中でその設定についてお話をさせていただいて、意見を集約してくるというようなことも可能は可能だとは思っておりますけども、ただ区長だけにね、何でもかんでも任すということにはなりませんから、方法としては色々考えていくべきだとは思ってます。

ただですね、「ムリだ、ムリだ」という話だけをされるとですね、それ以上先に進まない。せやからどの部分が解決ができない、この部分は解決できるというね、いろんな手法をですね、やっぱり考えていかないと、最終的には、この前ダメだと言ってましたよ。という話にしかありませんから、今後やっぱりいろんな会議とかも含めて、検討していただくといいことではと思いますか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 事業自身がダメだという意味で言ってる訳ではございません。当然その通学路及び歩行者の方ですね、安全を守るという意味では必要な施策の一つだとは思っております。

ただ、先ほどから申しているとおり、その地域の協力をいただかないとなかなか難しい事業だというのは、どうしても避けられない問題ではございますので、先ほどの通学路の問題と同じで、事業課といたしましても地域の住民の方、主だったところでは、どうしても自治会長さんをお願いをすることにはなると思うんですけども、そういった立場の方と色々相談していきながら、まずは事業に対しての理解を求めていくというところから始めさせてもらったらどうかとは思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とにかく、一歩前に行くというね、やっぱり姿勢が大事になってきますから、例えば住民に理解を求めるためのいろんな考え方や施策を十分考えていただいて、一歩前進をしていただきたいというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。

9 番（森田 瞳） 今、松田議員の質問の中で、私も関連的にお許し願えませんか。

議長（浅野 勉） はい。どうぞ。

9 番（森田 瞳） 先ほどの通学路の3点のね、こと。これもう長年から、ずっと以前からおっしゃっていることと私は、そう理解しております。ちょっとその辺の、笠目のね、ちょっと私も今、一生懸命考えておったのですけども、一応笠目の地域の議員の方に

も聞いたんですけども、教育委員会の吉田課長も色々と、その辺の状況で、あの佃池の南側、あの水路ですね、あれかなり深い。当然やはり危険地帯と、危険の所やということ、それは指定をされる。これはもう当たり前のことなんですよ。

これね、今、何の施しもしておられない。ガードレールすらないでしょ。そこの辺でね、その辺のことで、あそこで地元の了解を得られないのは、何を得られないのですか。蓋をするということの条件で話をしていたら得られない。ということなんですか。

その件と、私は、それであれば、誰でも蓋をすると言ったら抵抗はありますよ。ところがね、あそこの道路、それは誰が通ろうが、あそこの所は非常に水路も深いし、それは通学路だけに限らずですよ。方法としてはガードレール１００メートルしたら、そんでええの違いますのか。

ガードレールを要するに設置するということで、用事もない所のガードレールえらいあるんですよ。それで肝心な所で抜けとる。あそこの所、何でガードレールされないのですか。そこの事柄、子供達はそこの所ガードレールしたらちゃんとそれで守れるでしょ。

特にあそこのところは、ガードレールのことによって、ガードレールを設置したいというようなことで、町の方から要望を地元にした時に、反対があれば反対ということで、そこのところではっきりおっしゃってくださいや。恐らく反対ないでしょ。ガードレールを敷設するということについてはですよ。

だから今ちょっと、地元の議員の方にも話は、ちょっとしとったんですけども、ガードレールを設置することで安全は保たれると。そしたら何が影響してくるかと言ったら、あそこの草刈り。水路の要するに北側の草刈りが影響を及ぼすんじゃないかなということの、その辺のことの水利の方々とか、大字とか、それは色々と意見は出てくるでしょう。ところが、笠目の学校の子供たちをあそこの所、通学路として守るためにはガードレールが必要と。それで反対しますか、笠目の地域の方々が。

そこをしっかりと、やはり最小限、やっぱり松田議員が言うように、あそこの所を解決しようと思ったら、ガードレールを敷設することで、これ問題、解決するでしょ。今年中にでも。私はちょっと、そう今、理解したんです。そこのことはね。

ちょっと吉田課長、その辺で、どういう交渉をされとるのですか。ちょっと聞かせて欲しい。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田教育推進課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。ちょっとその関係で、辻井次長と担当の方からちょっと水利組合長にお話をしに行ってもらっています。それで、水路に転落防止設置ということで相談をされたと、その報告を受けてます。田と池の管理作業の妨げになるとか、田の水入れ作業、水路の泥掃除、池の除草作業が問題点ということで報告を受けてまして、ガードレールとはまだその認識はなかったので、すみません。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） でしょ。だからガードレールで反対される要因はないんですよ。私はそう理解してる。ところがね、やっぱり笠目地域の方も池の保全で必ずおっしゃいます。ガードレールがあつたら、恐らくちょっとそこのことは邪魔になるねんとか。笠目の子供たちが通るねんで。そうでしょ。それで反対されますか。そこのことをしっかりと意見をやっぱりおっしゃっていただいて、実現に向かってやっていただけたら。これは子供たちだけではなしに、あそこの柿の里の方やとか、あそこを通勤とか諸々の方がやっぱり利用されとるねんから、そこのとこで道路の北側の、水路に面した所の部分だけは。恐らく100メートル程あると思いますけども、事業課の方としていっぺん。あれ町道なんですよ。町道として敷設することが可能であるということであれば、松田議員もそこのこと、一つ解決するでしょう。

余計なことやけど、そこのことで、いっぺん力、入れてください。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

町長（西本安博） ちょっと私からお話をさせていただきます。今、森田議員の方からお話が合った、いわゆるいろんな作業、作業をするのに邪魔やなということ。特に、蓋をしてしまうと非常にやりにくい。しかし、ガードレールも若干は支障があるかもわからないが、子供だけじゃないですよ。大人でも深い溝にはまったら危ない。昨今、下窪田でもそんな事例がありました。

ということで、人命を優先するのかなどということの議論をまずさせていただかないと、進まないのかなと思いますので今後、人命ということをまず視点に置いたお話を再度させていただきたい、このようには思います。そのためには、ここに笠目選出の議員さんもいらっしゃいますので、お力添えは是非ともお願いをしたいと思います。

その観点でまた、これは水利だけの話やないと思うんです。地域全体の話だと思いますので、水利だけやなしに、区長さんも巻き込んだお話にさせていただければと思っています。

以上でございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） あのね、くどいようですけどね、私、以前にね、あそこの道、そしたらあれ元々あそこの所で、あの道路を造る以前は、通学路違ってたんですよ。それこそ法隆寺の教習所の方をずーっと回って来た子供たちもいてるし、田んぼのあぜをずーっと回って来た笠目の子供たちもおったんですよ。あの道路の所にね、以前にPTAの要望で明かりをつけたいと言った時に、笠目の区長さんえらい怒らはりましてん。そんなことして農業の邪魔するんやったらね、柿の里の所で柵したろか。と、こんなところまで言わはったことがありますねん。笠目の区長さんです、当時。そういう時代があったんですよ。

ところがね、今となったら、子供たちもそこの所を歩いてると、通学路としてそのことをしっかり通らせてもらってるということでおけばね。それやったら笠目の通学路、子供たちずーっと変えたらよろしいやん。あかんねんやったら。大字としてね。そういう拒否しはるねんやったら、通学路をそしたら、あそこの所は危ないから他の所を通学路を考えましょうと。それこそ法隆寺の教習所の前の所を通して富雄川沿いに行ったら、これ余計危ない。そういう現状があるんですよ。

だから、やっぱり話をそこのところで順序立てて、しっかりとお願いすると。町長おっしゃったように、していくということで頑張っていたきたいと思います。

議長（浅野 勉） でしたら、町長から今、お話がありましたように、人命を優先する協議を今後ともまた検討して、また進めていくということでよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

只今、１１時５５分です。１３時、１時まで暫時休憩といたします。

休 憩（午前１１時５５分）

再 開（午後 １時００分）

議長（浅野 勉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

２番 近藤議員の一般質問を許します。

２番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

（近藤議員 登壇）

２番（近藤晃一） 議席番号２番 近藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

昨年に、安堵町の農業方針について質問をいたしました。その時の答弁は、「現状では具体的な方針はないが、各大字の農業への取組方向を調査した上で各大字の考えに沿った方向で方針を決めたい」と、こういう回答でした。その調査の状況について伺いたいします。

また、調査の後、どのような手順で農業方針を作るのか伺います。

以上でございます。

議長（浅野 勉） 「安堵町の農業について」、答弁を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。近藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員お尋ねの「調査の状況」につきましては、安堵町の各地域の農業の方針を決めていく地域計画の現在の策定状況といたしまして、西安堵地区で協議を行い、地域計画と目標地図を策定し、公告したところでございます。

次に、「調査の後、どのような手順で農業方針を作るのか」というお尋ねですが、地域計画の策定までの流れといたしましては、まず1番といたしまして、協議の場の設置・協議を行います。2番といたしまして、協議の場の結果を取りまとめて公表いたします。3番といたしまして、協議の結果を踏まえ地域計画及び目標地図を含む案を作成します。4番といたしまして、地域計画案の説明会の実施と関係機関へ意見聴取を行います。5番といたしまして、地域計画の案の公告及び縦覧、これは2週間程度ですけれども、一旦行います。最後に、地域計画の策定・公告を再度行いまして、策定までの流れとしては以上となります。

今後、他の地区につきましても、引き続き皆様の御協力をいただきながら地域計画及び目標地図の策定を順次進めてまいりたいと考えておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

以上でございます。

2番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2番（近藤晃一） 作成の手順につきましては、お伺いいたしました。冒頭に申し上げましたように、昨年今の一般質問で、安堵町の農業についてお伺いをしました。その時に、4月から調査を実施したいという方向を聞いた訳ですけれども、今、聞きますと、1年かけて1大字が取り掛かっているところということで、確か5大字に対して調査を行うというように伺っておりますし、その調査ができて、それから方向を作るという、本当の取っ掛かりが始まったところという形ですけれども、なぜこのように進捗が遅いのかについて、ちょっとお伺いいたします。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。当初もう少し早く終わる予定でありましたが、安堵町といたしましても今回、初めてそういう地域計画というのを策定いたしました。地元との話し合い等ですね、少し時間を多めに取らせていただいていたという経緯もありましたので、大体1か所につきまして6か月ぐらいは現状かかっていると思います。

ただ、現在進んでおります西安堵地区にございましては、もう少しで完了というところまでは来ておりますので、今後に関しては、もう少し早くそれぞれの大字が進めていけるかなとは思っております。

以上です。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） 最初で、なかなかやり方もわからないから時間がかかったというようにお伺いしますけども、先ほども申し上げましたように、調査が進んで方針を決めると。これから非常にまだまだ重たい仕事が残る訳ですから、やっぱりそこは、しっかりと効果的に調査を進めて、結果を出す方向にお願いしたいというふうに思う訳ですけども、恐らく、ここから先は架空の話ではありますけれども、今の現状を考えますと、いくら調査をしていただいたところで、農家の方から積極的に建設的な意見、いわゆる、しっかりと農業を農家がやって、そして儲かる農業をやっていききたいと、こういう意見は、まず出ないであろうと思われます。

恐らく出てくる意見というのは、今、持っている田んぼに対して持ち兼ねをしています。どなたかがやっぱり、受けていただく方は、ないでしょうか。農業をなんとか依頼する先を探して欲しいと、こういう意見に恐らく落ち着くんではないかというふうに推測する訳ですけども、ところがやっぱり今、その受け手がまったく今ないというところが現状やと思います。安堵町、私の知ってる範囲でも、なんとか田んぼを預けたいという方は、たくさんいらっしゃるんですけども、それを受けて積極的に耕作を

していこうという方は本当に少ないように思います。

その辺について、どのように町としては考えておられるのか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 近藤議員のおっしゃるとおりだと思います。昨今の問題としましては、農業者の後継者不足というところも問題となっております。皆さんが高齢化に伴いまして、次世代の耕作者の方ですね、そういった方が今、不足しているのも事実でございます。地域計画や目標地図ですね、こういったのを作成する時にも当然、担い手サポートセンターや認定農業者、農業法人、営農組合等ですね、こういったところを現在おすすめてもらっておりますけれども、なかなかいいタイミングでの貸し借りというのですか、そういったところの話がつかないのも事実だと思っております。ですが、そこはやはり高齢化で減っている状況でもありますし、隣近所の方だけでは、お手伝いでは間に合わないというところを何度も説明させていただいて、できれば新たな担い手を作るためにも、そういった外部の力ですね、そういったのもお借りしていただくのはどうですかという形で説得していきながら、計画の方を進めている状況でございます。

以上でございます。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） 今、おっしゃったように、外部の力を借りてというところですけども、いわゆる集落営農とか、いろんな方法もありますし、事前に課長とお話をさせていただいた中では、中間管理機構の話もおっしゃってました。ところが、中間管理機構というのは、出し手と受け手、それを仲介する機関ですけども、なかなか中間管理機構につきましては、利用者が少ないように聞いております。その、少ない理由につきましては、やはり借り手の顔が見えない、こういうところが一つ。やはり知ってる人に貸したいというところが大きいと思いますし、また中間管理機構につきましては、非常に水利の良い田んぼでありますとか、道ですね。そういう機械が入りやす

いとか、いろんな条件の良い土地は話がつきますけども、非常に水利の悪い、あるいは進入路がない。こういう土地は、もう必ず受け手がないという状況です。そうなりますと、中間管理機構を利用しながら集落営農でありますとか、そういう担い手を育成していく。このいずれかを選択するようになってくるかと思いますが、まず一つお伺いしたいのは、中間管理機構に委託するとした場合、非常にハードルが高い、難しいというのが多いですけども、その中間管理機構を上手に利用されているような自治体というのはあるのでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 近隣を確認させてもらったところ桜井市さんが、うまい具合に、なかなか協力し合ってやっておられると、少し情報をいただきました。そちらの方で積極的に活用して、受け手である耕作者ですね、と集落で農業法人ですね、そういったのを設立してもらいながら、そこへ集約していると聞き及んでおります。
以上でございます。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） 例えば、その中間管理機構が受けている割合というのは、どの程度がわかるのですか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） すみません、そこまでは確認しておりませんでした。
以上です。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） 中間管理機構を本当に上手に利用されている地区があって、中間管理機構に流れたとしても、先ほど申し上げましたように、耕作に不向きな圃場につきましては、必ず残ってくる訳ですので、その残ってきた田んぼは、やはり田んぼは個人の所有ですから個人の責任でやりなさいと、こういうふうになるのでしょうか、しかし、そこはなんとか、そこをうまく解決をしませんと、耕作放棄田が必ず増えてくると。

耕作放棄田が増えてまいりますと、まず草が生え放題ということになりますから、草が生えますと、今度は冬になりましたら、特に葎類が生えますと非常に高い枯れ草ができるということで、非常に火災の危険も出てまいります。

それから今、アライグマですとかイタチですとか、非常にそういう鳥獣害の住み家にもなる。そして、そういう火災でありますとか、そういう獣害の発生するような動物が住むことによって近隣の、一般の住宅にも影響が及ぶと。

こういう非常に将来にかかわってくる問題が大きくなってくと思います。その問題を解決するためには何らかの方策を講じていかんと。こういうふうになってきますけれども、その方策としては、やはり先ほどから申し上げますように、中間管理機構に委託する。その中間管理機構に委託するとしても、その委託の仕方、あるいは、そういう方法、これらについてもっと周知が必要じゃないかなと。広報紙につきましても、そういう広報を見たことがありません。

その辺について、中間管理機構の広報は、どのようにするか具体的な考え方はあるのでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 現在のところですね、毎年、春にですけれども、土地改良区の総会という形で、年に1回やらせてもらっています。その中で、各大字の水利組合長に来ていただいている会議の所で中間管理機構の方ですね、そういったPRの場として利用してもらっている状態で、まずは水利組合長と関係者の方ですね、そういった所にあたってもらっている状態でございます。

一般の広報等では、特には載せておりませんでしたけれども、一度相談をいただけた

ら、細かな資料等を手に入れて、また各耕作者さんの相談に乗りたいなと思っております。

以上です。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） そういう団体を通じて広報をしています。ということですがけれども、なかなか、そういう団体から一般の皆さんに下りてくる、こういう話があったということ伝えるような機会が、各集落ではないようにも思いますし、やはりもう少し目に見えるような形で広報をしていくというのも大事だと思いますので、いろんな形で広報紙に載せるとか、もうちょっと一般の方にそういう制度があるというところをもっと知らせていただきたいなという気は、いたします。

それと併せまして、先ほどから申し上げてますように、すべてがそれで解決する訳ではありませんので今、安堵町の中では農業者リーダー会議ですね、非常に活発に活動をしていただいております。ただ、そのリーダー会議も非常に高齢化になってきたということで、今後についての非常に不安が残るというところもございます。

その、リーダー会議の今後について、あるいは、そういう集落営農について、どういう方向にお考えなのか。あるいは、私ちょっと、ある安堵町在住の非農家の方から、農業に興味があるねんけどもということで相談を受けました。先般の農業者リーダー会議の研修にも参加されたと聞いておりますけども、そういう新規就農される方についての、町としての方向。その二つについて、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 農業者リーダー会議の方、先ほど近藤議員がおっしゃっていたように高齢化が進んできているのも事実でございます。そういった中で、皆さんで新たなリーダー会議に入っていただく農家さんを集めてもらったり、もしくは今、おっしゃったように新規就農者ですね、そういった方もどんどん入っていただきたいという形

で今、色々と動いてもらっているのも事実でございます。

安堵町では現在、新規就農者等ですね、そういった方、窓口へ相談に来ていただいた時には、国や県の施策とか、そういったことを紹介しております。町独自での支援というのは現在ございませんけれども、今後もそういったことですね、力をいれていく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） 例えば、新規就農された方には、いろんな県とか、国とかの方策、方針、あるいは制度を紹介するということですが、新規就農者というのは非常に、まったくわからずに、どう言ったらいいですかね、農業を経験された、あるいは親が農業をしていた。だから今、サラリーマンしてますけども新規就農したいという、こういうちょっとした基礎知識のあるような新規就農者もありますけれども、私が知っている範囲では、まったく知らないところから新規就農される方の方が多いと思います。そういう方というのは、まったく、何を聞いたらいいのかすらわからないような状態から役場に対して、あるいは行政に対して御相談される訳ですから、そこでいろんな制度の話をされても、これは理解されないと思います。

そのためには、リーダー会議がある訳ですから、そちらを紹介して、そういう具体的に発信をさせていただいているような所でまず空気を掴んでいただくとか、いろんなそういう方法を講じんといかんのかなというふうに思いますけれども、今のやり方でいきますと、農業者リーダー会議はリーダー会議でやってる、新規就農は新規就農でやってる。その辺の有機的な組み合わせが非常にうまくいってないように思いますので、やはりそういうところを組み合わせるようなやり方をやっていただけたらと思いますし、農業のリーダー会議そのものが今は、本来は農業の方針とか、あるいは指導をするような団体であるというふうに理解する訳ですけども、そこがやっぱり、これも受け手、あるいはオペレーター不足から来るんでしょうけども、その方々が作業にあたっておられるということになっておりますので、ちょっと機能的に、やり方が違うのかなというふうな気もいたします。

その辺について、やはり町として色々、指導なり、方向付けをしていただくのが本来ではないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 近藤議員のおっしゃるとおりだと思っております。リーダー会議イコール営農組合というような存在と、ほぼ作業に就いていただいております方が同一の方が多いものですから、つついリーダー会議と言いながら、そういった直接動かされる方の方が多いのも事実だと思います。本来であればリーダーのというところで、町の新たな農業の、新規就農者を育成していく、そういった立場のものという話は常々リーダー会議とは、させてもらっております。

なかなか御自身も自分の耕作地を持っておられる方等多いものですから、そういった作業に、どうしても集中してしまうあまり、そういった多くの新規就農者ですね、そういった方の方へ目が行きにくいのも事実だと思います。

そういったところを例えば農業委員会とか、そういった別の組織も協力していただいて、実際に耕作している所を見学していただくとか、そういった話を何度か農業委員会や農業者リーダー会議の方でも出させてもらったことがございます。そういったことであれば見学をしてもらってもよいという話も、言ってくださる方もおられますので、まずは実際の作業ですね、そういったのは、こういったことをしているのかという空気を見ていただくというのも一つかなという形で、以前からリーダー会議等にも提案させてもらっている状態でございます。

以上です。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） 池田課長も頭では理解されている、しかし受け手として、なかなかそれを理解していただけないと、こういう板挟みと言いますか、そういう御苦勞もされているのは、よくわかります。しかしやはり将来的に、空き家問題と同じで大きな問題になってから、農業のことについてどうしようか、というふうになりますと非常に、かえって費用がかかる、人がかかるというふうになってきますので、今のうちに何らかの方策を立てていく方が、将来的にコストも安くつくのではないかなというふう

も考えます。

できましたら、今、農業者リーダー会議はあります。そして新規就農者も今、お一人ですけれども、そういう方もいらっしゃる。行政としてもそういう方向には向きたいというふうに思っているということで、しっかりとインフラはできておりますので、それをどういうふうに有機的に、効果的に組み合わせていくかということですので、そういう事務局的な機能を行政が担っていただくと。そしてその方向付けをしたことを現場に伝えて、現場に動いていただくと。

こういう仕組みと言いますか、流れができますと、非常に行政としては費用を使わずに、そして方向付けができる、そして安堵町の農業については守っていけると。こういうふうに組み合わせていけると思いますので、やはり頭の中で整理をしていただいて、そしてそういう方向付けを是非とも今後やっていただきたいというふうに考えております。

まず、そのためには何をすべきかということで今、恐らく行政の中では人が足りない、費用が足りない、という今そういうところがあるのだとは思いますが、今、言いましたような事務局的な機能を果たすということであれば、そんなにコストもかからないし、人もいないというふうに考えます。

その辺について課長、御感想はいかがでしょう。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 先ほど言っていた現状ですね、役場といたしましても現状なかなかマンパワー、予算的なものも合わせてですね、厳しい状況でやっておるのも事実でございます。

ただ、農業施策といたしまして、こういった方針、こういった考えというのは担当者及び課長である僕もそうですけれども、一定の方向を見つめていきたいというふうには思っております。現在のところ、まずはその地域計画ですね、こちらの方を一旦、力を入れさせていただいて、地域計画の協議をしている段階で、その大字、その大字それぞれの問題点が浮き上がってきます。それに対して例えば、町の方で調べたところ、こういった補助事業がございますとか、こういったところでのリーダーと相談していただいて営農組合ですね、営農組合と相談をしていただいて実際に耕作者をお願いしてみるとか、そういった間のマッチングを僕らの方でも力を入れていくべきだという

ふうには思っております。

まずは皆さんの意見を聞かせていただいて、それに対してどういうふうな形で応えていけるのかというのを模索していきながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） ありがとうございます。いずれにいたしましても、今のこの農業の問題を解決するということは、方向付けができるということは、農業者だけではなくに一般住民、先ほど申し上げましたように、休耕田が増えることによっていろんな弊害が出ます。その弊害によって景観の問題でありますとか、火災の問題、あるいは獣害の問題。例えばそういう空き地が、休耕田がたくさん通学路等にできますと、これはいろんな防犯上の問題も出てまいります。

そういうことで、非常に安堵町の農業を守ることが、安堵町住民全体を守ることにもなってこようかと思いますので、是非ともそういう目線で物事を見ていただいて、進めていただけたらと思います。

最後に町長、何かこの件に関しまして、お考えがございましたら。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

町長（西本安博） 最後に御質問いただきました。今まで、池田課長と近藤さんとの間のやり取り、これは基本的には農業の基盤をどう整備するのかと。まずここから考えていかなあかんというお話だったと思います。やはり目的とするのは、その基盤を作って、その土地を活用して、いかに収入を上げていくのか。ここが一番難しい所だと思います。

今、若者の担い手が非常に少ないということは、それでは食っていけんやないかということからサラリーマンになったり、他の職業に就かれたりすることが多い。これはもう現実でございます。ですから、まずお米ならお米、素材なら素材。それを作ること。そして出荷するけどなかなか収益が上がらない。じゃあ作って、それをいかに

付加価値を付けて、いわゆる収入の多い物にしていくのか。これが、これから我々に課された課題だと思います。

どちらかと言うと、安堵町は小規模農家が多いものですから、それをいかにしていくのかということ。この辺のことをこれから農業者とともにちょっと考えていく時だなど。役場もその責は担うべきものだと思っております。

そういうことで、じゃあこれどうだ、あれどうだと今、私、申し上げることはできませんが、そのようなマッチングをまず役場と農業者がしていく。それをうまく進めていかないと、いくら笛を吹いても後ろを見たら誰も付いてこんかったと。これが一番やってはいけないことだと思いますので、農業者と我々は、そういうマッチングをいかにできるかということ、そして付加価値の付く商品に、第一次の商品から替えていく、ここを一緒に汗をかいていきたい。このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

2 番（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤議員。

2 番（近藤晃一） ありがとうございます。本当に力強いお言葉をいただきました。我々も一生懸命頑張りますので、どうぞ農業についてよろしくお願い申し上げます。

これで一般質問を終わります。

議長（浅野 勉） これで近藤議員の一般質問を終わります。

議長（浅野 勉） 次に、3 番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

（森田議員 登壇）

3 番（森田裕康） 議席番号 3 番 森田裕康です。通告に従いまして一般質問を行います。

1 点目、「質問事項の経過結果説明について」。私は、議員となり 1 年半、一般質問を実施してきました。一般質問された事項のうち「職員の通年のノーネクタイ、ジャケット不要の服装改革」、「高齢者買い物支援」、「イヤホンの導入」、「空き家条例の制定」、「高塚交差点の改善について」、「安堵交番北側の通学路の改善」等は、検討すると答弁されました。しかし未だに検討された形跡はありません。質問事項は、町民の意見や要望です。「検討します」と答弁された質問については、委員会や事前説明会を通じて、経過及び結果を議会に説明すべきではないかと考えます。今後質問事項に対し、実現に向け対応されるのか伺います。

2 点目、「不当要求行為等の防止に関する条例の制定について」。当町には、暴力団排除条例が制定されています。この条例に該当するのは、警察が指定している暴力団員です。職員が勤務時間の内外を問わず、職員が遵守すべき倫理原則を定め、法令や服務規律の遵守、公益追及、不当要求行為の防止等に関する事項を定めることにより、公正な町政運営を図り、公務に対する町民の信頼を確保することが必要であることから、「安堵町不当要求行為等の防止に関する条例」が必要であると考えます。制定に向けての考えを伺います。

議長（浅野 勉） はじめに、「質問事項の経過結果説明について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。森田裕康議員の 1 問目の御質問にお答えさせていただきます。

一般質問において「検討する」と答弁申し上げた事項については様々なケースがあります。統一的に捉えることは難しい場合があります。基本的には、各担当部署において必要な調査や他との調整等を進め、可能なものは事務・事業に反映しているものと認識しております。

議員御指摘の委員会や事前説明会を通じて経過及び結果を説明すべきではないか、とのことですが、委員会等はそれぞれの目的に基づいて開催されるものでございます。

従来、委員長または議長が必要と認められる場合、その時に、または別の機会を設けて御説明できる範囲でさせていただいているところです。今後も、議員の皆様に進捗状況を御報告する必要があることにつきましては、機会をみてさせていただきたいと考えております。

また、各議員が一般質問されたことに関する進捗につきましては通常、当人から御質問していただくことが一般的でございますので、議会においてまた調整していただくよう御相談いただければいかがかと思います。

そしてまた、検討された形跡がないとのことについてですが、各種事業について担当部署で必要な調査研究や調整を行い、経費が伴う事業については予算要望を行う等の手続きが必要なこともあります。短期的に対応できること、中長期的に時間を要して対応できること、それらの対応がすぐに表れるもの、表面化され難いものもあります。そのような事情を御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 質問事項の中で、職員のノーネクタイ、ジャケット不要の服装改革についてですが、これはお金もかからないし、職員の方、話を聞いていても賛否両論あるんですけども、できるだけ派手な服装じゃなくて、ノーネクタイ、ジャケット不要ということを考えていただいたらと思いますけども、その点についてはいかがですか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 自席から失礼いたします。職員のノーネクタイ、ジャケット等は現在、夏の期間についてはクールビズとして行っております。奈良県内でも数団体が実施している実態を把握しております。環境省では2021年度から脱炭素行動の一つとしてクールビズまたはウォームビズ等の期間を全国一律で設定することを取りやめ、個人の実情に応じた働きやすい服装で業務にあたるよう呼びかけもされているところです。

県外におきましても、実施している自治体は過去に比べましても徐々に増えているところの傾向はございます。本町におきましての実施についてですが、エコスタイル期間終了後、試行としてまたそれを延長する形、あるいは別途ウォームビス等の設定をするか。その辺も含めて、導入も考えていきたいと考えております。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 前向きな答弁ありがとうございます。昨年、和歌山県のかつらぎ町に議会研修、広報関係の研修をしに行きました。その中で「検討する」と執行部の方から回答があった場合は、その検討をいかに実現に持っていくか。それをまた実現された場合は、議会だよりに載せるということが、結果として町民の方々に知らせることができるということをお聞きしました。教えていただいた訳ですけども、やはり近隣の行政の姿勢を見ることも大事ですが、当町の独自性。真似るというのも大事ですけども、まず当町からやってみるということも大事やと思います。

そういうことで、独自性を見せてですね、職員がやる気を見せてやはり安全・安心な暮らしやすいまちを作っていくということで職務を遂行していただきたいと思います。今からばちばち、いろんなことを検討して、一つずつやっていかれると思うのでですけども、一つでも実現に向けて皆さん努力していただきたいなと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（浅野 勉） 続きまして2 番、「不当要求行為等の防止に関する条例の制定について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、森田議員の2 問目の御質問に答弁させていただきます。

す。

本町におきまして近年、町の事務事業に関する要求の実現を図るために行われる暴力、脅威的な言動、その他社会通念上の常識を逸脱すると認められる行為や、秩序維持に支障を来す行為は見受けられないと認識しています。また、不当であるという疑わしい行為等が見受けられた場合は、所属長へ報告し、必要な措置を講じてまいりました。

しかし、昨今の社会状況を鑑みますと、職員に対する不当要求行為等があることも聞き及ぶところです。このようなことから、不当要求行為等に直面した場合、職員個人が問題を抱え込むことがないよう組織的に対応を図っていくことは重要です。その上で、当該条例の制定は意義があると考えますが、不当要求行為は組織体制の構築、いわゆる「不当要求行為等対策委員会」等の設置等が必要なこともあり、現時点では制度化に至っていません。

しかしながら、先にも述べましたとおり、不当要求行為等への対応は組織的に対応をしていく必要があることから、不当要求行為があった場合に備えて然るべき対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 先ほどの答弁ではないですけど、近隣の行政の状況、制定されている所、等ありますか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 近隣におきまして条例化、条例制定をされている所は見られませんでした。ただし、条例ではなく内規ですね、要綱のレベルで制定されている所はございます。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 要綱ですと罰則規定がないと思うんですよね。要は今、言っているのは、職員を守るのではなくて職員の公務、職務ですね、公務を守る、元々警察官しておりましたので、公務執行妨害というのがよくあるんですけども、各職員の人、職務を妨害された場合には公務執行妨害とか、そして、長いことおって退去してくれと言うても退去しない不退去罪等々、刑法の条文で対応できるんですけども、それがやはり一町の職員になりますと、そこまで頭が回らない。どうしたらいいかというところがあります。

それで要するに不当要求、不当要求して大声を出す、それで圧力をかけるということで屈する職員がやっぱり出てくるんですよね。それを予防しようと思って、防止しようと考えて不当要求行為、別名これコンプライアンス条例とも言いまして、パワハラによる職務の執行等も含まれる訳ですね。

課長としては、やはりそういうものが必要か否か。要綱でも結構ですけども、やはり課長の職務を守るというところの観点から考えをお願いします。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 職員を守るためにというところで、警察も御経験の議員から色々と危惧していただいた上での御質問だとは認識しております。ありがとうございます。

近隣の要綱を見ましたら、指定様式がございまして、そちらでどのようなことがあったか、首長あてに報告するような様式ですけども、それによって報告しまして、要綱におきましては、その不当要求等が発生した場合には、直ちに警告また警察への通報、撤去等を定めておられます。ですので罰則とかそういう、職員が何かをするというのではなく、警察への通報を基本に定めて、その対応を基本として定めておられます。

人事を担当する総政課の者といたしまして、確かに職員をこの不当要求等の行為から守るというのは大変、必要なことかと考えます。従いまして、この要綱につきましても今後、参考にしながら前向きな形で考えてまいりたいと思います。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） ありがとうございます。私がなぜこの条例の話を出しましたかと言いますと、先月、正確に言いますと 1 月にですね、奈良地裁の方で不当な支出があったということで、民事で敗訴しております。判決文は職員の過失を認定しております。その職員の責任は町長にあるとの判断で町長に損害賠償を求めました。

この過失については、有形無形、有言無言の圧力及びこれまでの慣習等が原因と私は考えております。ですから裁判官は、職員はそれに従ったと判断され、その監督責任として町長が責任を取ることとなりました。これについては、町長は潔く、その責めを負うということで解決はしておりますが、これは本当に皆さん、不幸なことやと思います。二度とこのようなことが起きないためにも、やはりこういう条例を制定してですね、職員が何事にも恐れることなく職務を遂行できるようにしていただきたいと期待しております。

是非早期に、要綱でもいいです。まず要綱でもいいです。制定していただきたいと考えておりますので、その点、期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（浅野 勉） これで森田裕康議員の一般質問を終わります。

只今、13時47分、14時まで暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1時47分）

再 開（午後 2時00分）

議長（浅野 勉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番 上林議員の一般質問を許します。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6 番（上林勝美） 議席番号 6 番 上林です。議長のお許しを得ましたので一般質問を行います。

「1. 加齢性難聴者の補聴器購入補助について」。加齢性難聴者にとって補聴器は、生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすため有効な手段である。うつ病や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。しかし費用が高額となるため使用が進んでおりません。町で補助はできないでしょうか。

「2. 一人暮らしの高齢者の急病や災害時の連絡方法について」。緊急通報装置貸与事業が創設されていますが、無料は 65 歳以上の一人暮らしで身体障害者等に限定されている。その他の希望者は月額 2,000 円と有料となっている。無料貸与の条件を緩和できないですか。

「3. 会計年度任用職員の処遇改善について」。12 月議会で会計年度任用職員の勤勉手当、支給率は一般職と同等を令和 6 年度から実施する条例改正が行われました。給与については総務省の通知、総行給第 21 号では「当該常勤職員の給与の改定に係る取り扱いに準じて改定することを基本として、遡及改定を基本」と明記されましたが、行われておりません。さかのぼって改定すべきと考える。

議長（浅野 勉） はじめに、「1. 加齢性難聴者の補聴器購入補助について」、答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 健康福祉推進室の井上でございます。よろしくお願いいたします。上林議員の御質問にお答えいたします。

現在、本町におきましては、国と県及び町の障害福祉施策として、障害者総合支援法に基づき「身体障害者（児）補装具の交付」を実施しております。従いまして、生活するにおいて支障を来す程、耳が聞こえない、聞こえにくい場合は、聴覚の身体障害者手帳を取得した上で、障害者福祉制度による補助の利用をしていただきたいと考えております。

補聴器を必要とされる高齢者の方々に対しましては、障害福祉制度の御案内を丁寧に説明し、御理解をお願いしているところでございます。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 一般的に加齢に伴う身体機能の低下は、誰しも避けることはできません。

その一つに聴力の低下も挙げられます。現在、耳が不自由になった場合、今、述べられましたように障害者認定を受けておられる方を対象にした、補聴器取得に対する支援制度が、障害者総合支援法の下、本町でも実施されておりますが、あくまで身体障害者の範疇での取組にとどまっているのが現状です。

加齢に伴い耳が聞こえにくくなることで、日々の仕事や家庭生活に支障が生じる、高齢の難聴者がおられる中、補聴器は精密機械ですので、種類にもよりますが、片耳で3万円から20万円程度、両耳ですと45万円、50万円となることから、かなり高額で、高くて買えないとの声が出ているのも実情でございます。

難聴により、家族や友人とのコミュニケーションの機会も薄れ、認知機能の低下等、正常聴力の人と比べて3割から4割の悪化が見られると指摘されております。国の介護予防マニュアルでも、高齢者の引きこもりの要因に聴力の低下を位置付けて、対策を求めています。

この難聴を医療のカテゴリーで捉えている欧米と異なり、我が国においては障害者のカテゴリーで捉えて対象を絞り込んでいるために、補聴器の所有率が欧米に比べて半分以上にとどまっており、圧倒的に低いのが現状です。難聴の人の補聴器所有率2018年イギリスは47.6%、フランス41.0%、ドイツ36.9%、アメリカ

30. 2%、日本14. 4%となっております。

70代後半だと約7割の人に軽度異常26デシベルから40デシベル以上の難聴があるとされておりまして。そこで、一つは、こうした補聴器の取得制度そのものの拡充を本町として、国や県に対して早急に求めていくことをお願いするものです。お答え願います。

もう一つは、そうした国や県の手立てが実施されるのを待つのではなく、すでに独自の補助策を講じている自治体も見られることから、本町においてもそうした先進例にならって、現行制度から漏れている難聴の方々も利用できる手立ての創設を求めるものであります。奈良県内では桜井市、香芝市、三郷町、斑鳩町で高齢難聴者の補聴器購入助成制度が実施されております。全国で238の自治体が実施していると聞き及んでおります。東京都等は、都として2分の1の助成を事業化しております。

欧米では、医療の問題として補助が行われており、医療機器である補聴器を販売するには専門知識を持つ国家資格が必要で、医師と連携し、患者が補聴器を使いこなすまで支援します。また、ヨーロッパの多くの国では公的助成制度があり、個人負担が少なくなっています。

日本では、補助の対象は障害者手帳のある、高度・重度難聴者に限られています。現在、補聴器購入の助成については、身体障害者手帳を取得されている方には国から補助があります。手帳で最も低い障害者等級6級の条件は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上または一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上、もう片方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の難聴の方でないと対象になりません。

いわゆる、軽度難聴から中等度の難聴の方には、補聴器購入費に対する法的助成がないというのが現状です。高齢化によって聴力が衰えてきますと、他人の言っていることがよく聞き取れなかったり、会話がうまく成立しないということが起こり、周囲とのかかわりを避けるため、外出を控える等して、肉体的にも精神的にも不健康な状態に陥ってしまうケースがあるとのことでした。

高齢者の皆さんの健康維持のため、さらに健康維持が医療費の抑制にも繋がることから、町として、軽度から中度までの方への補聴器購入費を助成することは有意義なものだというふうに考える。補聴器の役割と必要性について、どのように認識されているのか、お尋ねします。

また、18歳未満の難聴者の制度、県としてあると思うのですが、どのようになっていますか。

以上、お尋ねいたします。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 自席よりお答えさせていただきます。高齢者の方には補聴器が、必要な方には必要と思っております。これに対しては補助等が付けるように国・県には求めていくとは考えております。

また、身体障害者手帳の交付とならない軽度の、中程度の難聴児ですね、18歳未満の方に関しては、事業の目的として補聴器を使用することにより、当該の難聴児の健全な発達を支援して、その福祉の増進を図るものとして、難聴児の補聴器の購入費の助成がございます。その申請に関しましては、医師の意見書等の必要書類で対象児の聴力の確認を行っている助成事業がございます。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 今の答弁で、県の方にもそういう助成制度の創設を求めていきたいという回答がありました。是非ともそのようにお願いいたします。

また、18歳未満の方につきましては、県としてそういう助成制度、学校の先生の声が聞き取りにくいとか、そういう場合に、こういった補聴器の補助というのを県が設けております。しかしながら、18歳以上の方や、今、私が申しておりますような高齢者の方についても、医療費の抑制に繋がり、そして例えば中等度と言われている40デシベルから70デシベル、70デシベル以上が障害等級になるのですが、40デシベルからその70デシベルの間の方でも、できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない、テレビのボリュームを大きくしないと聞こえない、周囲の人が何を話しているのかわからない。WHO世界保健機関では41デシベル以上の人に補聴器の装用が推奨されております。

この観点からも町として、隣の斑鳩町や三郷町がやっておりますように、補助としていくらかでも、そういった方々に援助を願えば、医療費の抑制にも繋がり、御本人も明るく生活でき、認知症の予防にもなる。

その観点からもう一度、御解答をお願いいたします。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） お答えさせていただきます。当面の間は、先ほど申し上げた制度を活用していただきまして、今後その制度がどのように、近隣を確認しながら調査していきたいと思っております。
以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 今、述べられたその「制度」というのは、どの制度ですかね。障害者のレベルの程度ということですか。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 近隣で行われている制度ですね、福祉制度ですね。助成制度はどんなものかとかいう調査を行っていききたいと思っております。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 近隣の調査を行っていききたいということの御解答でありました。是非とも町としても、県や国がまだそこまで手を差し伸べておらないという状況の中で、全国でも多くの自治体が、そういう補聴器の補助、また年金者の組合なんかも要求しておりますが、是非ともそういう補聴器の購入に対して補助制度を設けられますことをお願いしまして、第1の質問を終わらせていただきます。

議長（浅野 勉） 次に、「2. 一人暮らしの高齢者の急病や災害時の連絡方法について」、
答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 健康福祉推進室の井上です。よろしくお願いいたします。

2 問目の質問についてお答えさせていただきます。

緊急通報装置の貸与は、介護保険法に基づき、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援し、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業として、一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に、あらかじめ組織された地域支援の体制等により、迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資することを目的として事業を行っております。

対象者は、満 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、満 65 歳以上の高齢者のみの世帯、満 65 歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の方で、身体の状態から安否確認が必要であり、かつ緊急時の連絡手段として緊急通報装置が必要と認められる者が対象となります。

無料で利用できる条件といたしましては、満 65 歳以上の一人暮らしの高齢者で、身体障害者等、1 級または 2 級の身体障害者手帳の所持者または特定疾患医療受給者証の所持者かつ特に町長が必要と認める者であり、かつ住民税非課税世帯の人でございます。

現在 4 名の方が利用されており、うち 1 名が無料で利用されております。

今後のことにつきましては、国等の方針にのっとりながら、近隣の市町村の状況も参考にしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 4名利用されて、1名が無料で貸与を受けておられるというお話でした。
1名の方は無料ということで、あと3名の方は有料ということでよろしいですか。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） そのとおりでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 緊急通報システムとは、各市町村が高齢者のいる世帯に向けて提供しているサービスです。内閣府の高齢社会白書によりますと、2017年の時点で高齢者のいる世帯の6割が高齢夫婦のみの世帯または一人暮らしの世帯となっております。離れて暮らしていると、異変に気付いたり、何かがあった際にすぐ駆け付けたりするのは難しいものがあります。緊急通報システムは高齢者に万が一のことが起こった時に役立つサービスであります。

急激な体調の変化や転倒、火災の発生といった緊急事態には、専用端末から民間の警備会社または消防庁や消防局の受信センターに通報されます。通報を受けた受信センターは、必要に応じて救急車の手配や近所の協力員による安否確認、緊急連絡先への連絡等の対応をします。利用者本人が通信機で通報をするほかに、室内で設置したセンサーが動きを読み取って通報するシステムを導入している市町村や、定期的に安否確認の電話をするサービスを提供している市町村もあります。

民間の警備会社と契約をして同様のサービスを受けることも可能ですが、機器の設置や月々の利用料金はすべて自己負担となります。当町におきまして一人暮らしの65歳以上の高齢者は何人おられるでしょうか。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 世帯は把握できてるんですけども、その報告でよろしいでしょうか。

6 番（上林勝美） はい。

健康福祉推進室課長（井上育久） 令和2年度国勢調査において、一般の世帯数が3,064世帯のうち、高齢者単独者の世帯が394世帯、高齢者夫婦の世帯で夫婦とも65歳以上の世帯は430世帯でございます。
以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 今回のアンケート調査で、高齢者の単身世帯が安堵町内で394世帯、高齢者夫婦二人のみの世帯430世帯、合わせますと約800世帯がそういった世帯に該当するということで非常に広範囲に渡っておりますし、私も近隣の方で昨年、脳幹梗塞で倒れられましたが、その時にそういう装置を使わずに、家の中で消えそうな声で呼んでいたら、宅配便の業者の方が声を聞きつけて警察に通報して一難を免れたのですが2か月入院してました。一命を取りとめて元気に今、歩かれてるんですが、その時、息子にも連絡しようとしたができなかったし、宅配便の方に助けていただいて本当にありがたかったと。今は、元気に体操なんかも出られて、やられておられますが、そういった身近な例もありますので、安堵町では65歳以上の一人暮らしの高齢者で、身体障害者等の条件がない方は無料になっておりません。有料の方は月額2,200円、消費税込みで。年間2万いくらの負担が発生しております。大きな負担となっております。

近隣で私、いくつか調べたのですが、三郷町等はそういった障害認定等の条件を設けずに、対象者として65歳の一人暮らしの方、家族とお住まいの方で日中一人の方、高齢者夫婦で二人とも介護認定または障害者手帳をお持ちの方、高齢者夫婦で二人とも持病等で緊急時の対応が難しい方等とされており、特に障害者手帳という話はございません。そういった方々には、設置料も無料で利用料も無料、ただし前年度の所得が360万4,000円以上の方は毎月840円いるということなんですが、基本的

に無料でそういった、安堵町と同じような制度を採用しております。

また近隣で、もう一つは平群町。こちらも概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者、日中独居を含む高齢者のみの世帯、慢性的な疾患により日常生活を営む上で常時注意を必要とするが緊急時に通報できる親族が同居していない方、という対象者を設けておりまして、こちら無料というふうに聞いております。

郡山市では月額500円ということですが、近隣の自治体を見ますと、そういった無料ないしは障害者手帳という条件を設けずに貸与をしているのが見受けられますので、安堵町としても月額2,200円というのは非常に負担が大きいと思いますので、その辺もう一度御解答お願いいたします。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 今、説明いたしましたことも踏まえまして、検討材料とさせていただきます。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 検討材料、検討していきたいということでよろしいですか。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 先ほど申しましたように、検討材料とさせていただきますと思っています。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 検討材料とするということは、検討していくということだと思いますので、今後ともそういう、かなりの世帯、そして独居の方ということで今、数字的に報告がありましたので、そういった方々に安心を与えるために町としても一歩踏み込んで、この制度を取り入れていただきたいことをお願いいたしまして、第2問を終わらせていただきます。

議長（浅野 勉） 次に、「3. 会計年度任用職員の処遇改善について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 上林議員の3問目の御質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の任用や給与等の処遇については、制度の趣旨や国の事務処理マニュアル等に即して適切に運用をしているところです。

給与改定に係る遡及についてですが、本町の会計年度任用職員は年度当初の任用時に示した給与、勤務時間等の勤務条件で任用するという形で運用しております。よって、常勤勤務の給与を改定した場合でも、年度当初に示した給与を当該年度末まで適用して運用していることから、4月に遡及して給与改定は行っておりません。

また、昨年5月頃に総務省から、議員が御存知の通知がありましたが、その時点においては、すでに今年度における会計年度任用職員は当初提示した条件で雇用されている状態でした。

従いまして、今、申し上げたとおり、本町の会計年度任用職員については、任用する年度当初に示した条件を年度末まで適用することとしております。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 御解答いただきました。今の御解答では、会計年度任用職員の採用にあたって、年度当初に条件の提示をし、それに基づいて、年度当初の条件に基づいて、のっとなってやっているということで、遡及改定は、されないというふうに言われたのだと思いますが、公務員は給与の引き上げを求めてストライキ等をを行うことが禁止されております。労働基本権が制約されており、代替措置として人事院が民間給与と比較して給与を調整し、政府や自治体に勧告する制度が設けられております。会計年度任用職員も一般職と同様に４月にさかのぼって上げるべきだと考えます。

総務省は昨年５月に非正規公務員の給与改定について、改定の実施時期を含め、常勤職員に準じることを基本とするとして、正規職員と同様に４月にさかのぼって改定するよう自治体に求める通知を出しております。総務省がわざわざこのような通知を出したのは、非正規公務員に、いつから人事院の勧告を適用するかについて法律に定めがなく、自治体ごとに対応が分かれているためでございます。

同省の担当者は通知の目的について、非正規職員は１年任用が基本で、遡及改定がなければ勧告の効果を受けられないと説明しております。しかし４月遡及改定を実施する自治体は、約半数にとどまっております。御所市等、奈良県でも１４の自治体が行っていると聞いておりますが、その点について御解答をお願いします。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 総務省から５月にあった、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長からありました通知のことをおっしゃっていると思います。これにおきましては今、議員がおっしゃったように、常勤職員が給与改定をされた場合には会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いするという依頼がありました。これは強要ではありません。法律に明言されたところでもございません。そして国からこの通知があったものは、地方公務員法第５９条 技術的助言及び地方自治法第２４５条の４ 技術的な助言に基づくものです。

本町におきまして、先ほども申し上げましたように月額あるいは時給、金額を明示した形での雇用条件で契約をしております。ですので、遡及という言葉は、その各団体のそれぞれの考え方がございます。遡及適用するというのは、必ずしもその給与が

引き上げるだけではございません。引き下げする場合も生じてまいります。その上で各自治体も色々と積極的に一般職、正職員に準じて改定する所、とどまっている所もあるのだと思われます。

以上です。

6 番（上林勝美） 14は。

総合政策課長（富士青美） 奈良県内におきましては、4月から今回の給与改定に準じて行った所は14団体と把握しております。39団体のうちの14団体です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 今、御解答がありました。総務省からの通知は強要ではない。技術的な助言であるという御解答でありながら、奈良県内でも遡及改定をしておる自治体が14あると。強要でないけど14の自治体は、やってる訳です。全国の自治体で見たら半数近くが遡及改定をしておる。総務省もさかのぼってするように、同等の基準とするようにということで通知を出していると思います。もう一度、お考えをいただきたいと思いますが、状況についてちょっと伺いたいと思いますが、会計年度任用職員の方につきましては、年収が200万円未満というのが自治労連のアンケートでは58%、ほぼ6割の方が200万円未満の年収ということでアンケートが出ております。安堵町の会計年度任用職員の職種等について、フルタイム・パートタイム等の人数の内訳はわかるでしょうか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 只今、上林議員がおっしゃった年収200万程度ということですが、任用の勤務時間、そしてまた職種ごとの賃金によっても異なります。そのため年収200万という数字がどこから出てきたのか、ちょっと私の方では存じ上げませんけれども、そういうことがございますので、一概には言えないと思います。

そしてまた、収入の他、各種保険につきましては法律に基づいて、もちろん加入していただいております。その分は町の方でも負担は、もちろんしております。

それで今、お聞きになりました会計年度任用職員の人数でございますけれども、一般事務、そして保育教諭、こども園のバスの運転手、そして用務員、そして非常勤講師、常勤講師、そして教育指導主事、保健師等がおられます。その他、健康診断等、健診等の単発的な事業におきましては、歯科衛生士さん、そしてまたその他の看護師さん等も、おられます。図書館司書等も短時間ですが、おられます。人数は、1週間あたり15時間程度以上の方を申し上げます。フルタイムでは4人、パートタイムでは36名の方が、おられます。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 職種も多岐に渡り、専門性がある職種だと思います。事務職、保育職、バスの運転手、用務員、学校の講師、非常勤講師、指導主事、保健師、健診の看護師、歯科衛生士等が今あるという回答で、うちフルタイムが4人、パートが36人、合計40人でよろしいですか。15時間以下の人は何人ですか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 短時間ですね、先ほども申し上げましたように、事業だけにお越しになるという方も、おられます。その方は合計で言いますと、これは登録者数と捉えてください。70人ほどおられます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 15時間以上の方が40人。フルタイムは常勤職員と労働時間は一緒に

しょうか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） そうでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 常勤職員と同じ仕事、労働時間で働いていると。パートの方で15時間以上が36人、合計40人。15時間以下の人が、登録をして70人ぐらいが、いるということで、年に1回の方もいてるんでしょうか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 先ほど申し上げました70人程度の、この人数の中には本当に短い、御本人が希望して短時間だけ従事していただく方もおられます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 本当に年に1回か、数回か、短い時間という方も70人には含まれておるようでございますが、町の職員は何人おられますか。常勤職員。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 町の正職員は１０４名です。

６番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

６番（上林勝美） 町の正規職員が１０４人、フルタイムとパートタイム１５時間以上が４０人ということで、約３分の１の方ですかね、２０数パーセント。１５時間以下の方も７０名おられますので、相当数の割合で安堵町の行政事務を担っておられる、重要なポジションに、こういった方々が配置されて、日々働いておられるということで、それに相応しい処遇というのが求められていると思います。

フルタイムとパートタイムで手当には違いはありますか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 会計年度任用職員というのは、上林議員におかれましては正職員と同じ仕事をしていると御認識のように考えますが、必ずしもそうではございません。補助的な事務、そして先ほど何回も申し上げますように事業だけに、例えば乳幼児でしたら３か月健診、６か月健診等、その時に単発的に行う事業、それだけにお越しいただく方もおられます。ですので常時採用する必要がないことがございます。その時にはお手伝いしていただいております。

手当についてですけれども、それは法律でも、また条例でも定めていますように、正職員と会計年度任用職員の違いですが、会計年度任用職員の方につきましては正職員と同じように地域手当相当の物がプラスされます。そして通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、そして令和６年度からは勤勉手当支給。これは週１５時間半以上の方を対象とするということで定められていますので、そちらの方は適用させていただいております。

６番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 令和6年度から勤勉手当の支給ということで、期末手当と勤勉手当を合わせた額は常勤職員と一緒にしょうか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 会計年度任用職員と正規職員の給与額につきましては異なります。つまり期末勤勉手当の基礎額が異なりますので、手当額で比較することはできません。率につきましては正規職員と同じです。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 支給率は、令和6年度から会計年度任用職員も勤勉手当の支給ということが条例で決められましたので同率ということで今、御解答いただきました。
あと、休暇制度には常勤職員と会計年度任用職員で違いはありますか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 有給休暇あるいは無給休暇という違いはございます。例えば、産前産後休暇でしたら、町職員は有給ですけれども会計年度任用職員の方は無給休暇と。これにつきましても、別に法令等に違反しているという訳ではございません。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 産前産後等は、会計年度任用職員は休めるけど無給ということですね。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 休暇を取っていただくことができるということです。

そして年次有給休暇また夏季休暇、こういうものにつきましては職員と同じように有給でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 自治体労働者の賃金は、健康で文化的な生活と、住民全体の奉仕者として職務の遂行・専念するために相応しいものでないといけない。雇用と身分が保証されなければ安心して仕事できません。2023年5月2日に総務省が通知を出しております。これによれば、会計年度任用職員の給料は正規職員に準じて4月にさかのぼるのが、均等待遇の立場から妥当だと考えます。

最後に、この点について町長のお考えを伺いたと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

町長（西本安博） いろんな側面があると思います。我々のサイドから言えば雇用の安定。それから逆に、雇用される側としては収入の安定ということかなと思います。今、議員仰せの件については、その両方がうまく回っていけば、住民に対する奉仕が十分できると、こういうお話だったと思います。片や、いろんな、こちらとしても計算のいろんな都合もありますし、それから給与というのは必ず引き上げを伴うものとも限りません。状況によっては引き下げも、我々も経験もしております。

そういう意味において、我々は上にいったり下にいったりも可能なんですけども、そういう意味においては1年間は一定の待遇を保証するという意味もございます。

国・県の動向を見ながら総合的な判断が今後、必要かなと思っております。
以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） ありがとうございます。国・県の動向を見ながらということですが、最初の方で富士課長も述べられましたように、奈良県でも御所市をはじめ 14 の自治体で遡及をするということで自治体の条例が 12 月の議会等で改正されているというふうに聞き及んでおります。

当町としましても、是非ともそういった方々に相応しい、職務を遂行するために、モチベーション向上の意味からも、そういった方々に遡及改定、そういったことを改めて来年度なり検討していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（浅野 勉） これで上林議員の一般質問を終わります。

議長（浅野 勉） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は 3 月 22 日、午前 10 時開会です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会

午後 2 時 45 分
